

平成24年度 東久留米市事務事業 見直しのための仕分け

日時：平成24年10月14日（日）9:45～17:00

場所：東久留米市役所7階

第1会場（A班） ／ 701会議室

第2会場（B班） ／ 703会議室

【傍聴される皆様へのお願い】

会場内では次のことをお守りいただき、静かに傍聴してください。仕分け作業が円滑に進められるよう、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

- 1 仕分け会場への入退室は、他の傍聴者や仕分け作業の妨げにならないようにお願いします。
- 2 携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りください。
- 3 拍手、その他の方法により、仕分け作業に対する賛成、反対の意向を表明しないでください。また、傍聴者からのご質問はお受けいたしません。
- 4 ゼッケン、たすき等の着用、会場内に危険物や旗、のぼり、プラカードなどを持ち込む行為はしないでください。
- 5 食事や喫煙はできません。（飲み物については、他の傍聴者へのご迷惑とならないようにお願いします）
- 6 録音、録画、撮影はできません。
ただし、報道機関から取材撮影の申込みがあった場合には、これを許可します。後日、会場内の様子が報道されることもありますので、ご了承ください。
- 7 手荷物、貴重品等の管理は各自でお願いします。また、手荷物等を置いての席の確保はご遠慮ください。
- 8 その他、仕分け作業の妨げとなる行為をしないでください。

※ 上記の事項をお守りいただけない場合や円滑に審議を進行させるための係員の誘導・指示に従っていただけない場合には、退場していただくこともありますので、ご了承ください。

東久留米市 企画経営室 企画調整課行財政改革担当

「平成24年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」の開催にあたって

市では、市民視点で事務事業の方向性などを検証するため、公開の場で議論を行う「事務事業見直しのための仕分け」を平成22年10月及び平成23年2月に実施しました。今回、3回目となる「平成24年度事務事業見直しのための仕分け」を実施するにあたり、6月に「事務事業見直しのための仕分け市民会議」（以下「仕分け市民会議」という）の市民委員を公募し、8月から本日まで、「仕分け市民会議」の10名の委員が仕分けの準備を進めてきました。

仕分け対象事業の選定から本日の仕分け作業の進行まで、「仕分け市民会議」委員が行う市民による市民のための仕分けです。

1 事務事業見直しのための仕分けとは

市は、平成14年度から行政評価制度を導入し、事務事業評価を実施してきました。これは行政による内部評価にあたります。

事務事業見直しのための仕分けは、これまで職員が評価してきた事務事業を市民の視点で見直そうというものです。

本日は、「仕分け市民会議」委員と事業の担当課が、公開の場で、事務事業の必要性・実施方法・担い手についてなど、事業のあり方を検討します。

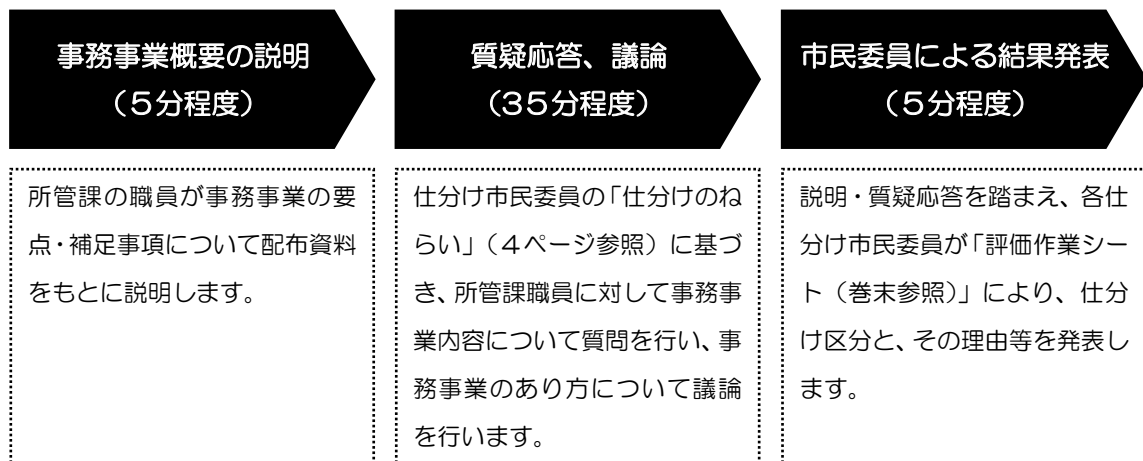
なお、仕分け結果は市の最終判断となるものではありませんが、平成25年度以降の予算にどのように反映させるかなど、市長を含む特別職及び部長職で構成する行財政改革推進本部などでの検討を進めていきます。

2 対象事業及び作業スケジュール：4ページ参照

3 仕分け対象事業（14事業）の選定について

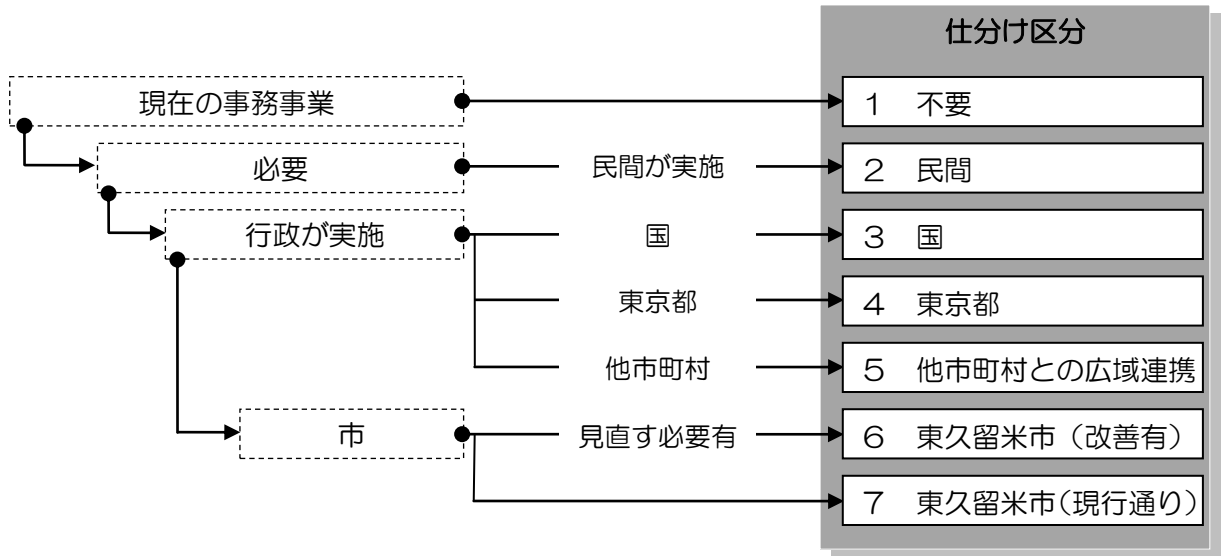
- 市が作成した平成24年度事務事業評価表（平成23年度に市が実施した全711事業についての評価表）より、仕分け市民会議各委員が候補事業を持ち寄り、仕分けのねらいや視点等について議論を行う中で14事業を決定した。

4 仕分け作業の流れ



5 仕分け区分について（「東久留米市評価作業シート」は巻末を参照）

仕分け区分は7つで行います。



— 仕分け判定区分の考え方 —

1	不要	①趣旨・目的に妥当性なし ③効果なし（薄い）/逆効果 ⑤他と重複（事業の統合）	②達成手段として不適切 ④サービス受給者の自助努力・自己負担 ⑥その他（ ）
2	民間	①既に行政の役割を終了 ③民間の方がより効果的・効率的に実施可能	②サービス水準に違いがあるべき ④その他（ ）
3	国	①効果が国全体に波及 ③国の方がより効果・効率的に実施可能	②国としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他（ ）
4	東京都	①効果が都全体に波及 ③都の方がより効果・効率的に実施可能	②都としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他（ ）
5	他市町村との 広域連携	①効果が広域全体に波及 ③広域行政の方がより効果・効率的に実施可能	②広域行政としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他（ ）
6	東久留米市 （改善有）	①事業内容が達成手段として不適切 ③自主財源確保の努力 ⑤民間を活用した方が効率的	②事業規模を縮小すべき ④期限の設定 ⑥パートナー事業化 ⑦その他（ ）
7	東久留米市 （現行通り）	①現行通りに事業継続 ③その他（ ）	②事業規模を拡大すべき

※ 事務事業見直しのための仕分け結果が、市の最終判断となるものではありません。

6 「東久留米市事務事業見直しのための仕分け市民会議」委員名簿

※市民委員は全員、市が公募した東久留米市民です。

◆A班（仕分け会場 701 会議室）

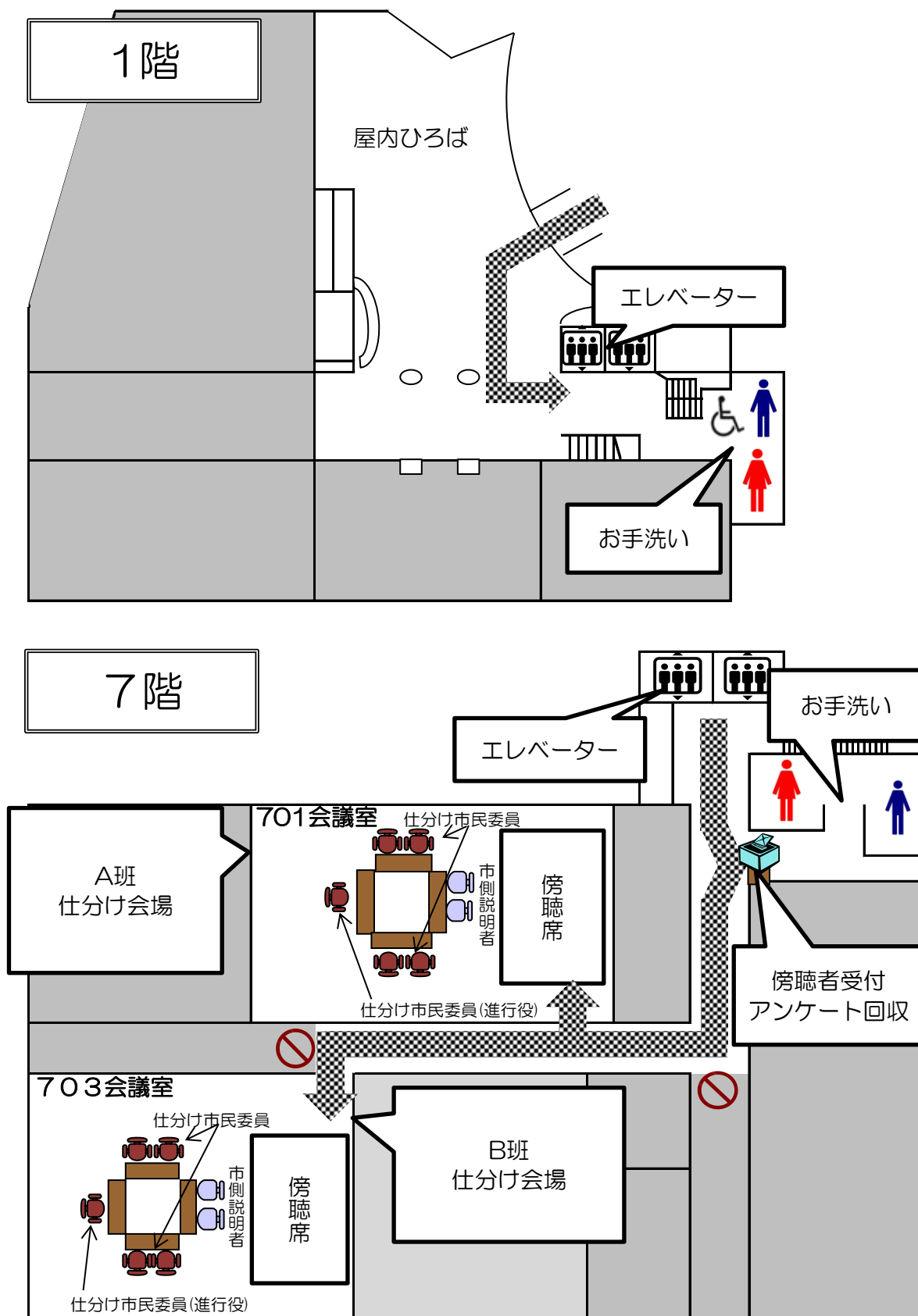
氏 名	備 考
カタカハ スナオ 片伯部 淳	
コイズミ カツミ 小泉 勝海	
モリ アキヒロ 森 彰宏	副座長（A班進行役）
ヤマザキ タカオ 山崎 敬雄	
ワタナベ キョウコ 渡辺 恭子	

◆B班（仕分け会場 703 会議室）

氏 名	備 考
イデ ジュンイチ 井手 純一	
オオタ セイジ 太田 誠司	
オオタニ タツユキ 大谷 達之	座長（B班進行役）
サトウ シンジ 佐藤 慎次	
ヒダイ ヨシタケ 比田井 芳武	

会場案内図

「事務事業見直しのための仕分け」は市役所7階の701会議室（A班仕分け会場）、703会議室（B班仕分け会場）の2つの会場で行われます。



仕分け対象事業タイムスケジュール

〇701会議室・・・A班仕分け会場

No.	予定時間	事務事業名・担当課	仕分け事業選定趣旨（仕分け市民委員の発言より）	
	9:45 ） 9:55	開会式		
A-1	9:55 ） 10:40	男女平等推進センター管理事業 生活文化課	事業内容の 見直し	・男女平等推進センターを市庁舎へ ・事業運営の見直し
休憩（１０分）				
A-2	10:50 ） 11:35	行政評価推進事業 企画調整課 行財政改革担当	行政評価制 度の見直し	・事業成果の検証（１０年を振り返って） ・市民の視点に立った今後の行政評価
休憩（１０分）				
A-3	11:45 ） 12:30	野火止地区センター図書室維持管理事業 生活文化課	委託事業の 見直し	・事業存続の検証
昼休憩（４５分）				
A-4	13:15 ） 14:00	ファミリーサポートセンター事業 子育て支援課	委託事業の 見直し	・委託内容の妥当性、効率性の検証
休憩（１０分）				
A-5	14:10 ） 14:55	中学校地区青少年健全育成協議会支援事業 子育て支援課	補助金の 見直し	・事業効果の検証 （補助金は適切に使用されているか？効果は？）
休憩（１０分）				
A-6	15:05 ） 15:50	小学校給食事業 学務課	委託事業の 見直し	・委託による財政効果の検証 （職員定年退職に伴う委託化で行革が進むのか？）
休憩（１０分）				
A-7	16:00 ） 16:45	庁舎維持管理事業 管財課	庁舎管理の 見直し	・エネルギーの総合的な管理システム ・職員一人当たり面積は妥当か？ ・会議室、入札業者控室、議場などの有効活用
	16:45 ） 17:00	閉会式		

〇703会議室・・・B班仕分け会場

No.	予定時間	事務事業名・担当課	仕分け事業選定趣旨（仕分け市民委員の発言より）	
B-1	9:55 ～ 10:40	広報発行事業 企画調整課 秘書広報担当	事業内容の 見直し	・事業内容の検証 （市民伝言板を有料化、発行回数の削減、仕様の検証）
休憩（10分）				
B-2	10:50 ～ 11:35	小口零細企業資金融資事業 産業振興課	事業廃止の 検討	・事業廃止の検討 （現在の市の財政状況で実施する必要性はあるか）
休憩（10分）				
B-3	11:45 ～ 12:30	駅施設維持管理事業 施設管理課	契約方法の 見直し	・特命随意契約の検証
昼休憩（45分）				
B-4	13:15 ～ 14:00	成年後見事業 福祉総務課	事業内容の 見直し	・地域包括支援センター等関係部署間の連携
休憩（10分）				
B-5	14:10 ～ 14:55	シルバー人材センター事業 福祉総務課	補助金の 見直し	・補助対象経費（人件費）は妥当か？ ・シルバー人材センターの財源構造の検証
休憩（10分）				
B-6	15:05 ～ 15:50	地区センター管理事業 福祉総務課	事業内容の 検証	・浴場施設等の必要性はあるか？
休憩（10分）				
B-7	16:00 ～ 16:45	生涯学習センター管理運営事業 生涯学習課	管理運営に 関する提言	・事業内容の検証（経営努力の視点から）

※スケジュールの予定時間はおおよその目安です。進行状況により前後することがあります。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号		02-02-03		事務事業名		男女平等推進センター管理事業																										
所管課係名		生活文化課 男女共同参画係		所管課長名		生活文化課長 木暮 昭																										
事業の概要について																																
目 的 (何のために)		東久留米市における男女共同参画社会の形成の促進を図るため																														
対 象 (誰を、何を対象にしているか)		男女平等推進センター																														
実施方法 (事業形態)		☐ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） ☒ 一部委託（一部委託先：東久留米市シルバー人材センター） ☐ 補助・助成金（交付先： ） ☐ その他（ ）																														
根拠法令		(国) 男女共同参画基本法 (市) 東久留米市男女平等推進センター条例																														
内 容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)		平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定、実施する責務を有しています。（男女共同参画社会基本法第9条） 東久留米市男女平等推進センターは、平成8年策定の「東久留米市男女平等推進プラン」に重点事業として位置付けられました。平成9年に男女平等推進市民会議から、そのあり方について答申を受け、市役所分庁舎の空きスペースに暫定設置し（平成9年10月）、その後、平成16年4月に現在の本町に移転しました。 男女共同参画社会とは、男性も女性も性別に関わらず、等しく意欲に応じてあらゆる分野で個性や能力を発揮し活躍できる社会であり、暮らしや社会を見つめる「目」を多様化することで、新たな課題を見つけ、その解決をめざすことでもあります。男女平等推進センターでは、この目的を達成するため、年末年始と休館日（毎週火曜日）を除く午前9時～午後9時半まで開館し、様々な情報及び講座の実施等における学習機会を提供するとともに、男女共同参画に関する「意識の変革」のために、市民自身の主体的な学びや気づきを尊重し、男性・女性や若年層、高齢者等、対象者の違いに応じたきめ細かな対応をめざしています。また、相談事業や会議室の貸出、団体及び個人の相互交流の場としても活用することで、男女共同参画推進の拠点施設としての機能を果たしています。 男女平等推進センターに求められていることは、課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発であり、地域や市民の具体的な課題を把握し取り上げ、それを解決または改善することに役立つような内容のものに強化していくとともに、地域における実践的な活動のための連携・協働・ネットワークをコーディネートすることで、平成23年3月に策定された「第2次男女平等推進プラン」でも、男女平等推進センターの充実・強化を掲げ、より一層の男女共同参画の推進に向けて重要な役割を担っていると考えます。																														
コストの概要について				関連事務事業について																												
(平成23年度決算見込額)				→「有」の場合、その事務事業概要等記載																												
平成23年度費用		平成23年度事業費内訳（主な項目）		庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	02-02-04																									
事業費 (財源内訳合計)		13,804千円		事務事業名		男女平等推進センター運営事業																										
財源内訳	特定財源	892千円		事業概要：第2次男女平等推進プランに基づき、男女共同参画に関する意識啓発や課題解決のために男女平等推進センターにおける相談事業や講座開催等のソフト面の充実・強化を図っています。 なお、男女共同参画社会の形成の促進を図るために、情報誌の発行事業や男女平等推進市民会議、緊急一時保護施設への運営費補助事業等も行っています。																												
	特定財源の支出に伴う一般財源																															
	一般財源	12,912千円																														
人件費 (理論値)		3,345千円																														
トータルコスト (事業費+人件費)		17,149千円																														
※使用料収入等は一般財源に振り替えている。																																
				単位：千円																												
				<table><tr><th>事務事業番号</th><th>事務事業名</th><th>事業費 (実績額)</th><th>人件費 (理論値)</th><th>トータル コスト</th></tr><tr><td>02-02-01</td><td>男女平等推進市民会議運営事業</td><td>634</td><td>4,599</td><td>5,233</td></tr><tr><td>02-02-02</td><td>男女共同参画啓発事業</td><td>627</td><td>2,508</td><td>3,135</td></tr><tr><td>02-02-04</td><td>男女平等推進センター運営事業</td><td>1,744</td><td>3,345</td><td>5,089</td></tr><tr><td>02-02-05</td><td>配偶者暴力被害に対する支援事業</td><td>200</td><td>2,926</td><td>3,126</td></tr></table>				事務事業番号	事務事業名	事業費 (実績額)	人件費 (理論値)	トータル コスト	02-02-01	男女平等推進市民会議運営事業	634	4,599	5,233	02-02-02	男女共同参画啓発事業	627	2,508	3,135	02-02-04	男女平等推進センター運営事業	1,744	3,345	5,089	02-02-05	配偶者暴力被害に対する支援事業	200	2,926	3,126
事務事業番号	事務事業名	事業費 (実績額)	人件費 (理論値)	トータル コスト																												
02-02-01	男女平等推進市民会議運営事業	634	4,599	5,233																												
02-02-02	男女共同参画啓発事業	627	2,508	3,135																												
02-02-04	男女平等推進センター運営事業	1,744	3,345	5,089																												
02-02-05	配偶者暴力被害に対する支援事業	200	2,926	3,126																												

事業実績について

施設利用の指標として、会議室の稼働率を年次的に追ってみると、現センターが移転開館した平成16年度に20.7%であったものが、平成23年度には44%となっており、次第に定着してきていることがわかる。また、現在はより効率的な事業計画と会議室周知について検討を重ね、さまざまな機会を通じて、地域や市民が抱える幅広い分野の課題を取り上げ、男女共同参画の視点を活かしつつ、多様な主体が連携・協働しながら課題を解決するための実践的活動につながる知識習得や意識啓発の場として、さらなるセンターの周知を図っている。また、プライバシーの守られる個室相談室での相談事業の実施や、男女共同参画に関する講座（平成23年度／23講座・参加者910名）を開催し、課題解決のきっかけづくりや「意識の変革」のための各種事業を実施している。

◆相談件数

女性弁護士による法律相談（毎月1回）

女性の悩みごと相談（毎週1回）

年度	女性弁護士による法律相談		女性の悩みごと相談	
	件数(件)	決算額(円)	件数(件)	決算額(円)
21	35	360,000	100	787,500
22	35	360,000	102	798,000
23	32	360,000	116	818,475

◆シルバー人材センター維持管理委託料

年度	決算額(円)
21	3,158,466
22	3,041,295
23	2,724,383

＊シルバー人材センター委託理由

高齢者の就労機会を増やし、高齢者就労の場を提供するとともに、営利を追求する団体ではないため、委託料を比較的安く抑えることができる。

◆会議室の使用料

年度	歳入金額(円)
21	321,100
22	286,300
23	213,700

平成23年度は、震災の影響による夜間開館の中止や計画停電による閉館及びセンター相談室等の改修（約3週間）により、開館時間は例年より低い（前年比-10%）。

（職員体制）

市民部長 — 生活文化課長 — 男女共同参画係長、係員（1名） — 男女平等推進センター

（コーディネーター1名、専門員1名、シルバー人材センター1名）

担当課の所見

現行の男女平等推進センターは、プライバシーの守られる環境下での個室相談室において行われる相談事業及び土日祝日、夜間における男女共同参画に関する事業の実施が可能な会議室を有し、保育スペースやバリアフリーの機能も備え、市民活動団体や個人の活動を広げるための支援や交流、ネットワークづくりの機会と場所を提供することができ、且つ、そのための事務機器を含めたセンタースタッフの事務スペースが確保できている最適な施設環境です。利便性も含め、1つの施設に男女共同参画に関するすべての機能を併せ持っている、より効率的・効果的な男女共同参画の推進に不可欠な施設であると考えます。

また、東久留米市第4次長期総合計画にあるまちの基本構想実現のために、互いに尊重しあえる意識を醸成し、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図るための、施策全体に共通する基本的な考え方として位置付けられている東久留米市第2次男女平等推進プランに基づき、市における男女共同参画推進の拠点施設として、ソフト面の充実も含め、男女平等推進センターの運営に努めています。

課題及び今後の対応について

効率的な運営や経費削減は重要ですが、男女共同参画についての理解、施設運営・事業展開の視点と方法、専門的知識を有する職員の確保、地域の多様な団体等との連携・協働等、男女平等推進センターとしての役割を果たしていく必要があります。今ある施設を有効活用し、第2次男女平等推進プランに基づき、男女共同参画に関する拠点施設という明確な位置付けにおいて、事業内容を精査し、一過性のものでなくより有効性のある事業を実施していきます。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	03-01-06	事務事業名	行政評価推進事業
所管課係名	企画調整課 行財政改革担当	所管課長名	企画調整課 行財政改革担当課長 渋谷千春

事業の概要について

目的 (何のために)	市民の視点に立った成果重視の行政運営を実現するとともに、市民に対する説明責任を果たすため ⇒市の行った事業が、どのような目的【対象・意図】を持ち、どのような結果を生み、その際、どれくらいのコストがかかったのかを総括的に整理するものです。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市が行っている施策・事務事業 ⇒予算を執行した結果を、施策と事務事業という二つの段階でまとめています。
実施方法 (事業形態)	■ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） ☐ 一部委託（一部委託先：） ☐ 補助・助成金（交付先：） ☐ その他（）
根拠法令	（市）東久留米市の行政活動に対する評価に関する規則 （市）東久留米市事務事業見直しのための仕分け市民会議設置要綱
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	【行政評価とは】 （１）市が行っているそれぞれの仕事の目的を明確にして、どの程度成果が達成できたかを把握します。その上で、より効果的、効率的な改革改善を図り、健全な行政運営を目指していきます。 （２）市民の視点に立って仕事を評価することで、市民のニーズや社会情勢の変化に対応した行政サービスを行っていきます。 （３）市の行っている仕事を行政評価結果として市民の皆さんに公表して、市政の透明性を高め信頼される行政運営を図ります。 （４）職員がそれぞれの仕事の目的・成果や仕事にかかる費用を意識し、課題を解決する能力を身につけるようにしていきます。職員の意識改革を図りながら、市行財政の体質改善を行います。 【評価対象】 東久留米市第4次長期総合計画に沿って、政策、施策、事務事業を体系化して評価を行っています。 【評価方法】 ①施策評価：当該施策を統括する課長が施策評価表を作成し、当該政策・施策を所管する部長職が評価を行います。 ②事務事業評価：事務事業の施策への貢献度等を勘案し、事業の担当者と所属課長職が評価を行います。（評価項目は事業実績欄をご参照ください） 【事務事業見直しのための仕分け】 事務事業の方向性見直しに、市民視点をとりいれるめ、公募委員が対象事業を選定し、公開の場で仕分けを行います。（平成22年度開始）

コストの概要について

(平成23年度決算見込額)

平成23年度費用		平成23年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	85千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	仕分け委員謝金	60千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	消耗品・コピー費	22千円
	一般財源	郵送料	3千円
人件費 (理論値)	22,416千円		
トータルコスト (事業費+人件費)	22,501千円		

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

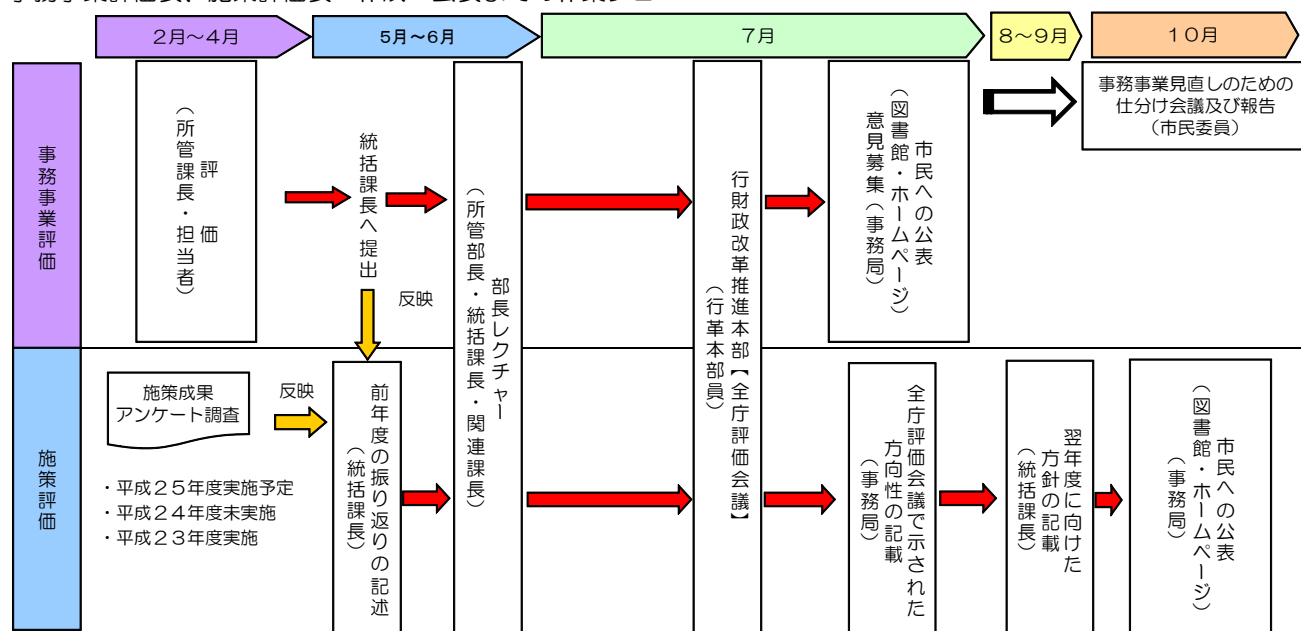
→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	03-01-08 03-01-07
事務事業名	施策成果アンケート調査事業 行財政改革推進本部運営事業		
事業概要： 【03-01-08】施策成果アンケート調査事業は、市民に施策の成果を直接問う手法として、平成21年度までは毎年実施、22年度以降は隔年で実施している。行政評価制度を進める上で、統計数値からは判明しない、市民意向を把握するために必要な事業であり、事務事業評価、施策評価の成果指標として用いられている。事業費625千円、人件費249千円、トータルコスト874千円 【03-01-07】行財政改革推進本部会議運営事業は、東久留米市における行財政改革を積極的かつ総合的に推進するため、市長、教育長、部長職で構成する庁内組織であり、行財政改革の基本方針策定とその推進に当たっての総合調整を行う。事業費6千円、人件費422千円、トータルコスト428千円			

事業実績について

○行政評価フロー

事務事業評価表、施策評価表 作成～公表までの作業フロー



○事務事業評価数

14年度：485事業、15年度：833事業、16年度：811事業、17年度：779事業、18年度：752事業、19年度：752事業、20年度：767事業、21年度：761事業、22年度：710事業、23年度：711事業

○施策評価数

第3次長期総合計画（前期） 14年度：45施策、15年度～17年度：40施策
 第3次長期総合計画（後期） 18年度～22年度：35施策
 第4次長期総合計画（前期） 23年度：15施策

○事務事業の評価項目

- ・必要性 住民ニーズと公的関与の妥当性
- ・有効性 事務事業（行政サービス）の施策（事務事業の上位）に対する貢献度
- ・達成度 行政サービスに対する住民満足度（質）とカバー率（量）
- ・効率性 行政サービス1単位当たりのコストの大小（コストが低いほど効率性は高い）

担当課の見解

○行政評価制度の活用について

- 平成14年度の導入から5年目にあたる平成18年度に、制度の活用状況を検証し、下記のように方向性をまとめています。
- * 施策体系→組織体制・予算編成を見直し、第3次長期総合計画（後期）の施策体系に基づいた基盤整備により活用を図る
 - * 施策評価→施策別枠配分を活用するための施策・事務事業単位に整理された予算編成（現在、枠配分は行っていない）
→施策統括課長の職務上の位置づけの見直し、評価表様式の簡略化による作成コストの削減
 - * 事務事業評価→民間委託化への環境整備、民間人材の時限的登用による人材確保、評価様式の簡略化による作成コストの削減

○見直しの状況

- * 平成20年度より、事務事業評価表の様式を簡略化し、作成にかかるコストの削減を図りました。
- * 施策評価は、平成23年度からの第4次長期総合計画策定時に、施策数を約2分の1に集約、評価様式を簡略化し、作成コストの削減を図ったところです。

課題及び今後の対応について

○活用に向けた課題

- 平成18年度の見直しから5年後の現在、行政評価の推進により達成していくべき事業見直し、コスト削減効果の要求はより高くなっているため、引き続き、制度の効果的活用を図り、課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。
- * 評価結果を組織改正に反映し、組織と施策体系の整合性を図る
 - * 施策体系にリンクした予算編成
 - * 事務事業単位によるアウトソーシングのさらなる推進
 - * 事務量の計画削減

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	05-01-01	事務事業名	野火止地区センター図書室維持管理事業
所管課係名	生活文化課 地域コミュニティ担当	所管課長名	生活文化課長 木暮 昭

事業の概要について

目的 (何のために)	図書を媒介とした市民の交流の場が確保されるよう、住民が管理運営委員会を組織し、図書室関連事業を実施するために、市が補助金の交付を行うとともに、図書室の運営を行う
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市民
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） ☒ 一部委託（一部委託先：東久留米市シルバー人材センター） ☒ 補助・助成金（交付先：野火止地区センター図書室管理運営委員会） ☐ その他（ ）
根拠法令	（市）東久留米市野火止地区センター図書室補助金交付要綱
内 容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	コミュニティ図書室は、図書館構想見直しとともに地域住民の要望に基づいて整備された。昭和61年図書館の中規模3館構想への変更で、新たに地域住民自らの手で管理・運営されるコミュニティ図書室の考え方がおこり、昭和63年に最初の図書室として野火止地区センター内に野火止コミュニティ図書室が開館。 図書室設立時、コミュニティ図書室の『地域住民の方々が図書室の管理運営を担い、図書の貸し出しを通じて「地域コミュニティの醸成」を図っていく』という趣旨に則り管理運営を地域住民が行うことを検討したが、野火止地域は約1,000世帯の住民が居住し、それぞれ成り立ちの違う6自治会を擁するなど複雑な住民構成であり、住民だけで公的機関の図書室の管理者責任を十分に果たせる状況ではなく、また、地域住民による図書資料を媒体としたコミュニティ活動が皆無であったことから、市側と住民側による協議の結果、その仕掛け人として行政が関与し、当初は市から委託された東久留米市コミュニティ振興公社が図書の貸し出し等図書サービスを担い、図書室管理運営委員会は図書室を中心とした行事・企画を行うこととなり、公民一体で管理運営する図書室が誕生した。 平成17年度末のコミュニティ振興公社廃止時においても、野火止地区の住民構成の複雑さは同じであり、高齢化も進行し、図書室の管理運営に責任をもってあたることが困難な状況になることは変わりなかったことから、平成18年度より市直営の運営となり、名称を野火止地区センター図書室と改め、貸出業務を平成18年度は東久留米市社会福祉協議会、平成19年度以降は東久留米市シルバー人材センターへ委託している。コミュニティ図書室管理運営委員会（現：野火止地区センター図書室管理運営委員会）が市からの補助金を受け行事を実施している。 ◆昭和63年4月開設（野火止地区センター内に設置） ・市は図書貸出等サービスをシルバー人材センターへ委託、行事実施に係る経費相当分を補助金として管理運営委員会に交付 ・開室日及び開室時間：月・水・木・金 正午～午後5時 土・日 午前10時～午後4時 火曜休室

コストの概要について

平成23年度費用

事業費 (財源内訳合計)	4,361千円						
財源内訳	<table border="1"> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定財源の支出に伴う一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>4,361千円</td> </tr> </table>	特定財源		特定財源の支出に伴う一般財源		一般財源	4,361千円
特定財源							
特定財源の支出に伴う一般財源							
一般財源	4,361千円						
人件費 (理論値)	446千円						
トータルコスト (事業費+人件費)	4,807千円						

平成23年度事業費内訳（主な項目）

項目名	事業費
管理運営委託	4,126千円
補助金	235千円

関連事務事業について

庁内に関連する事務事業の有無

有

事務事業番号

5-1-2

事務事業名

コミュニティ図書室運営事業

事業概要：

◆南町コミュニティ図書室（平成元年5月開設）南町地区センター内に設置。運営は市民で構成される南町コミュニティ図書室管理運営委員会による。市は管理運営費相当分を補助金として交付

◆下里コミュニティ図書室（平成3年6月開設）東京都住宅供給公社より土地の無償貸与を受け、建物を市で建設、運営は市民で構成される下里コミュニティ図書室管理運営委員会による。市は管理運営費相当分を補助金として交付するとともに、施設の維持修繕、光熱水費、通信費の支払いを行う

事業費8,951千円 人件費1,338千円

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

- 9 -

事業実績について

◆野火止地区センター図書室利用実績

昭和63年の開室から延べ3,783人の利用者登録、延べ352,968冊の図書貸し出しがあった。
 ≪過去5年間の実績≫

	開館日数	新規登録者数	貸出冊数			一日平均 貸出冊数
			総数	一般	児童	
平成19年度	291	140	9,550	-	-	33
平成20年度	289	133	9,961	-	-	34
平成21年度	294	173	11,747	7,140	4,607	40
平成22年度	294	162	12,176	7,344	4,832	41
平成23年度	296	153	13,091	8,368	4,723	44

◆野火止地区センター図書室管理運営委員会への補助金交付額

	補助金額(円)
平成19年度	240,000
平成20年度	235,000
平成21年度	235,000
平成22年度	235,000
平成23年度	235,000

野火止地域センター図書室管理運営委員会
(構成)

自治会並びに委員会から承認された団体から推薦された2名以内の代表及び委員会から推薦された委員によって構成する。

- ・押出橋自治会 2名
- ・下里第二住宅自治会 2名
- ・野火止親和会 2名
- ・野火止二丁目住宅自治会 2名
- ・みどり自治会 2名
- ・おはなし「あい愛」 2名
- ・野火止会 2名
- ・管理運営委員会推薦 3名

◆野火止地区センター図書室管理運営委員会の実施行事（平成23年度）

- ① おはなし会（12回実施） 計557人
 - ② 第2回 野火止輪投げ大会 24人
 - ③ 夏休み工作教室 25人
 - ④ 野火止おたのしみ会 63人
 - ⑤ 大人のためのおはなし会 25人
 - ⑥ フラワーアレンジメント 15人
 - ⑦ 新春野火止寄席 59人
 - ⑧ 第3回 野火止輪投げ大会 32人
 - ⑨ おとなのためのおはなし会② 20人
- 延べ820人参加

担当課の所見

コミュニティ図書室は地域住民の方々が図書室の管理運営を担い、図書の貸し出しを通じて、ねらいである「地域コミュニティの醸成」を図っていく施策であり、図書館法に規定される「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」図書館とは政策を異にするものである。住民自らが課題を解決できる仕組みをつくるには、自らできることは自ら行うという自助、地域で協力し合い、あるいは必要の場合は行政との協働によって課題を解決する共助が本施策の基本的な考えである。

図書館3館構想が実現し、広域行政圏内や新座市との相互利用など広域利用が徐々に定着しており、当初の機能の重要性は薄れつつある。野火止地区における図書館分館の強い設置要望を受け、図書館機能を補完する意味合いの施設を地域住民の管理により設けた経緯からも、行政の立場としてはコミュニティ活動に関する場の提供を前提とし、運営にかかわる財政的な支援及び運営にかかわる助言等の補助と支援は継続していきたい。

課題及び今後の対応について

図書室運営は直営（委託）、交流事業は運営協議会により行われ相乗効果は薄い。コミュニティ図書室設置の趣旨である「地域住民自らの手で管理・運営されるコミュニティ図書室」として、南町・下里コミュニティ図書室のように住民主体の運営形態に移行し、図書室機能と交流（事業）機能を一体化し、地域コミュニティの醸成を図れるようにしていくことが必要であるが、地域住民管理の図書室運営への合意形成が図れていない。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	11-04-01	事務事業名	ファミリーサポートセンター事業											
所管課係名	子育て支援課 子育て支援係	所管課長名	子育て支援課長 相川 浩一											
事業の概要について														
目的 (何のために)	市民の仕事と育児の両立及び地域の子育て支援のための環境整備													
対象 (誰を、何を対象にしているか)	子育て支援が必要な子育て世帯のうちファミリーサポートセンターの会員													
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☒ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：（社福）東久留米市社会福祉協議会） ☐ 一部委託（一部委託先： ☐ 補助・助成金（交付先： ☐ その他（													
根拠法令	（国）児童福祉法													
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	○昨今の少子化、女性の社会進出等に伴って、国を挙げて有効な子育て支援策が求められている。当市としても厳しい財政状況下であるが、可能な限りの対策を計画・推進しているところである。そのような中、育児のお手伝いをしたい方と育児のお手伝いをしてほしい方からなる「ファミリーサポートセンター」の設置が求められ、市として積極的に検討するところであった。そこで、センターを開設するにあたり、既に協力会員と利用会員制度からなる「ふれあいサービス」を平成元年度から実施し、センター運営に必要なノウハウを持つ（社福）東久留米市社会福祉協議会と協議し、平成14年度より本事業を受託いただくこととなった。 ○事業内容 センターの管理・運営、センターの会員募集及び登録、会員相互の育児に関する援助活動の調整、会員を対象とする講習会及び交流会、広報など ○サポート会員の主な活動内容 ・保育園・幼稚園・学童保育の送迎（朝7：00～9：00、夕方6：00～8：00） ・保護者外出時の子どもの預かり（日中の時間帯） ○サポート会員の主な条件 ・市内及び近隣市在住の20歳以上の心身ともに健康な方（特に年齢制限や資格等は設けていない） ○サポート会員への活動報酬 <table border="1"> <tr> <td>平日 (月～土曜日)</td> <td>午前9時～午後5時</td> <td>1時間あたり700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>それ以外の時間帯</td> <td>1時間あたり900円</td> </tr> <tr> <td>日曜日・祝日</td> <td>終日</td> <td>1時間あたり900円</td> </tr> </table> ・活動終了後に、利用者（ファミリー会員）からサポート会員に直接支払う。				平日 (月～土曜日)	午前9時～午後5時	1時間あたり700円		それ以外の時間帯	1時間あたり900円	日曜日・祝日	終日	1時間あたり900円	
平日 (月～土曜日)	午前9時～午後5時	1時間あたり700円												
	それ以外の時間帯	1時間あたり900円												
日曜日・祝日	終日	1時間あたり900円												
コストの概要について		関連事務事業について												
(平成23年度決算見込額)		→「有」の場合、その事務事業概要等記載												
平成23年度費用		庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号										
事業費 (財源内訳合計)	7,753千円	事務事業名												
財源内訳	特定財源 2,233千円 特定財源の支出に伴う一般財源 5,520千円 一般財源	事業概要：												
人件費 (理論値)	721千円													
トータルコスト (事業費+人件費)	8,474千円													
平成23年度事業費内訳（主な項目） <table border="1"> <tr> <th>項目名</th> <th>事業費</th> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>7,753千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※使用料収入等は一般財源に振り替えている。		項目名	事業費	委託費	7,753千円									
項目名	事業費													
委託費	7,753千円													

事業実績について

【会員数推移】

	年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
会員数 (人)	ファミリー（依頼）会員	103	179	255	218	243	249	229	308	326	376
	サポート（提供）会員	67	111	116	99	110	113	127	158	191	197
	両方会員	0	4	4	4	5	4	5	6	5	7
	合 計	170	294	375	321	358	366	361	472	522	580

※平成14年度にファミリー・サポート・センターを開設

【活動依頼件数推移】

	年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
活動依頼件数		763	2,664	2,671	2,277	2,632	2,478	2,984	2,683	3,552	3,465

【平成23年度事業報告】

- (1) 事業説明会の開催と会員への入会
会員への入会については、事業説明会にて活動の主旨・内容等に賛同後となる。会員数については、毎年度ごとに増加の方向にある。
- (2) 講習会の開催
サポート会員が安心して活動ができるよう講習会を行う。講習内容は、子どもの病気、健康管理、事故管理、救命救急など。
- (3) 交流会の開催
 - ①サポート会員向け交流会。サポート講習会修了者と既会員の交流。
 - ②ファミリー会員とサポート会員との交流会。保育のお試しの場として行う。
- (4) アドバイザー及びサプリーダー連絡調整会議の開催
※アドバイザー…事務運営。事業内容の周知、啓発。会員の募集、登録、統括。サプリーダーの選任、育成指導。ファミリー会員とサポート会員との調整など。
※サプリーダー…説明会準備と入会申し込みの受付及び面接。援助活動のコーディネートとアフターフォロー。定期連絡会、苦情相談窓口など。
- (5) ファミリー・サポート・センターと協力保育園他との連絡調整会議の開催
- (6) アドバイザー研修
アドバイザー養成の各講習、研修に参加。
- (7) 協力者研修
新任サプリーダー向け講習会開催。その他説明会・サポート講習会に参加。
- (8) 会員通信「クル・メル通信」の発行
平成23年2回発行。
- (9) 活動実績（平成24年3月31日現在）
 - ・登録者数 合計580人（ファミリー会員376人 サポート会員197人 両方会員7人）
 - ・活動依頼件数 3,465件 ・活動件数 2,814件 ・活動割合 81.2%
 - ・キャンセル件数 651件（ファミリー会員からのキャンセル 511件 センターからのキャンセル（調整つかず） 140件）

【コスト】

	年 度	21	22	23
活動件数		2,226	2,733	2,814
事業費（委託費）		7,753千円	7,753千円	7,753千円
1件当たりコスト		3,482円	2,836円	2,755円

【活動実績】

	年 度	21	22	23
送迎、送迎＋預かり		1,683	1,898	1,822
預かりのみ		200	242	276
援助（送迎、預かり以外）		343	593	716
合計		2,226	2,733	2,814

担当課の所見

本事業には、サポート会員とファミリー会員の信頼関係が不可欠である。ファミリー・サポート・センター事業では、事前にサポート会員とファミリー会員との面談を行い、子どもを預けることに対するファミリー会員の不安の軽減に努めている。また、ファミリー・サポート・センター事業以前より、「ふれあいサービス」を始め地域の子育て支援への認知度を高めており、さらにファミリー・サポート・センター事業を通じて、より地域からの信用を厚くしている。

なお、毎年度各種講習会、交流会、研修会を通して、サポート人材を育成しており、そのサポート会員やセンターの活動は、上位施策である基本事業「家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支える環境整備」に貢献していると考えている。

課題及び今後の対応について

ファミリー会員数に比べサポート会員数が少なく、そのため、ファミリー会員からの支援依頼にサポート会員の調整がつかず、やむを得ずセンターから依頼をお断りした事例が少なくある。

サポート会員は、市民が希望し必要な講習等を受けるもので、今後もセンターがサポート会員の育成に努めることで、なるべく多くの支援依頼に応えられる体制を進めることを課題として受け止めるところである。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号		11-04-12		事務事業名		中学校地区青少年健全育成協議会支援事業	
所管課係名		子育て支援課 子育て支援係		所管課長名		子育て支援課 相川 浩一	
事業の概要について							
目的 (何のために)		7地区の青少年健全育成協議会に対して、青少年健全育成に係わる活動（青少年の非行防止活動等）を支援する。					
対象 (誰を、何を対象にしているか)		中学校地区青少年健全育成協議会					
実施方法 (事業形態)		■ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） ☐ 一部委託（一部委託先：） ■ 補助・助成金（交付先：7中学校地区青少年健全育成協議会） ☐ その他（）					
根拠法令		(市) 各中学校地区青少年健全育成協議会規約 (市) 東久留米市青少年対策事業補助金交付要綱					
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)		○青少年をめぐる社会環境の変化のなか、青少年の健全育成を図ることを目的に、7地区の中学校地区青少年健全育成協議会が各種の事業を実施している。地区により対象者数等に違いがあり、協議会事業の実施・参加者数に違いがある。 地域が主体になって青少年を健全育成するという主旨に基づき、市は本事業にて支援を行っている。 ○補助の対象となる事業 (1) 社会環境浄化活動に関する事業 (2) 青少年の健全な余暇活動に関する事業 (3) 非行防止活動に関する事業 (4) 地区青少年健全育成協議会の運営に関する事業					
コストの概要について				関連事務事業について			
(平成23年度決算見込額)				→「有」の場合、その事務事業概要等記載			
平成23年度費用				庁内に関連する事務事業の有無		有	
事業費 (財源内訳合計)		2,800千円		事務事業番号		①11-04-11 ②11-04-13	
財源内訳		平成23年度事業費内訳（主な項目）		事務事業名		①東久留米市青少年問題協議会運営事業 ②愛のひと声運動支援事業	
特定財源		補助金 2,800千円		事業概要：		①平成23年度費用	
特定財源の支出に伴う一般財源				①市長の諮問にもとづき協議会を開催し、運営する。協議会は、青少年の健全育成に関する調査・審議をする市長の付属機関。【関連】各地区青少協より1名、青少年の育成に関わる市民として委嘱される。		事業費 0円	
一般財源				②愛のひと声運動実施委員会及び愛のひと声運動単位実行委員会が青少年に対して、日常的あいさつ・ひと声運動から青少年の健全育成を図る。		人件費（理） 103千円	
人件費（理論値）				【関連】実施団体は、東久留米市小・中学校PTA連合会、小学校校長会、中学校校長会、防犯協会、保護司会等29団体が参加しており、実施委員会委員として各地区青少協からも1名ずつ参加している。		トータル 103千円	
トータルコスト (事業費+人件費)		5,581千円				②平成23年度費用	
						事業費 232千円	
						・補助金 150千円	
						・消耗品費 82千円	
						人件費（理） 2,163千円	
						トータル 2,395千円	

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

事業実績について

【補助金額】

	年度	平成元年度～平成14年度	平成15年度	平成16年度～平成23年度
金額		2,975千円/年	2,975千円/年	2,800千円/年
主管課		社会教育部生涯学習課	子ども家庭部子育て支援課	

【事業実績】

	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
交付額		2,800千円	2,800千円	2,800千円
実績額		2,800千円	2,800千円	2,800千円

【平成23年度事業報告】

(1) 社会環境浄化に関する事業

社会を明るくする運動、環境整備、地域清掃、防災体験学習、平和事業（千羽鶴づくり）

(2) 青少年の健全な余暇活動に関する事業

夏休み理科教室、にこにこフェスタ、四小夏祭り、お花とお茶を楽しもうおもてなしの心を学ぼう、自然セミナークリスマスリースを作ろう、天文教室、えんにちスリラー館、滝山前沢みんなの夏祭り、音楽会、絵手紙教室、みなみちゃんまつり、市民プラザまつり、自然セミナー、もちつき体験学習、じゃがいももちづくり、うどん作り、たのしくあそぼう（手作りあそび）、エコバック作り、六角箱作り、夏のボランティア、親子で楽しく（体力測定）、考えようエネルギー（ねんどキャンドルづくり）、ドッチビー（ウレタンフリスビー）で遊ぼう、救命救急講習、一小まつり、ラジオ体操、飯ごう炊爨、わらうち体験、しめなわづくり。

(3) 非行防止に関する事業

健全育成標語、地域パトロール、啓発活動、地域コミュニケーション（インターネット、携帯電話についての講演会【東京都ファミリールール講座、講演会利用】）、情報交換会（薬物について）、研修。

(4) 地区青少年健全育成協議会の運営に関する事業

総会、理事会、役員会、委員研修、会報誌発行（青少協だより）

※事業報告の際は各中学校地区ごとに報告がある。

	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
青少年委員・地区青少協のイベント参加延べ人数		8,528人	10,187人	9,695人

【協議会構成員所属団体について】

地域や青少年の健全育成や防犯に関連する各団体から理事として各地区青少年健全育成協議会に参加している。各地区に共通して、地区有志・小中学校校長、副校長、教務主任、生活指導・小中学校PTA、父母と教職員の会・自治会・商店会・青少年委員・保護司・民生児童委員等の団体。地区によって、老人会・婦人会・消防団や体育協会等の団体も参加している。

【東久留米市内小中学校児童生徒数】※各年5月1日時点

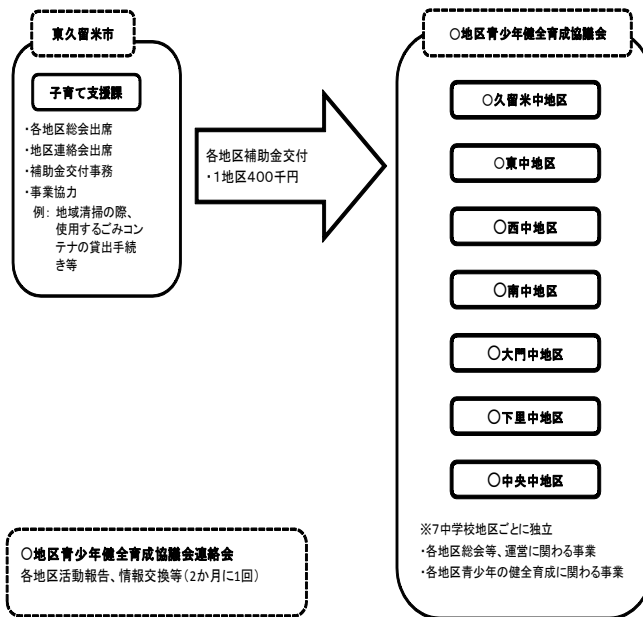
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学生	6,059人	5,961人	5,844人	5,666人
中学生	2,742人	2,718人	2,768人	2,787人
合計	8,801人	8,679人	8,612人	8,453人

東久留米市各中学校地区青少年健全育成協議会組織編成

各中学校地区青少年健全育成協議会の組織編成は以下のとおり。

- 会長
- 副会長
- 事務局長
- 事務局
- 書記
- 会計
- 会計監査
- 委員
- 理事

東久留米市各地区青少年健全育成協議会図説



担当課の所見

本事務事業は、各中学校地区青少年健全育成協議会補助金を交付するもので、各中学校地区青少年健全育成協議会はこの補助金を活用して、青少年の健全育成に関する事業等を行っている。それは地域と青少年がつながりを持つ機会をつくり、地域で青少年を危険や誘惑から守る体制を整えることで、青少年の健全育成を目指すものである。

補助金額については、平成16年度より現2,800千円として、地区あたり400千円を交付しており、事業決算報告書により東久留米市青少年対策事業補助金交付要綱にある各補助事業「社会環境浄化に関する事業」「青少年の健全な余暇活動に関する事業」「非行防止に関する事業」「地区青少年健全育成協議会の運営に関する事業」に支出されている。支出内容については、毎年度の定例的行事への支出に必要な額を計上するものが多く、現補助金額を見直すことは、協議会の行事内容を見直すこととなる。

課題及び今後の対応について

中学校地区青少年健全育成協議会とPTA、児童生徒保護者、地域自治会との連携が、地域の青少年健全育成に肝要である。その連携を今後も維持していくこと、また協議会員の確保に努力しなければならない。今後、地区での活動を通して、協議会員の確保と育成を進め、地域での青少年の健全育成を継続し続けていかなければならない。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	12-01-16	事務事業名	小学校給食事業
所管課係名	学務課 保健給食係	所管課長名	学務課長 稲葉 勝之

事業の概要について

目的 (何のために)	児童の心身の健全な発達を図るとともに、食に関する正しい理解や適切な判断力を養わせること																																							
対象 (誰を、何を対象にしているか)	全小学校児童 5,591人(5月1日学校基本調査) 人口114,435人 人口比4.89%																																							
実施方法 (事業形態)	☒ 直営 単独調理方式1校(2小) 親子調理方式4組8校(5小・南町、10小・下里、神宝・6小、本村・3小) ☐ 全部委託(指定管理者を含む) (委託先:) ☒ 一部委託 (一部委託先:(株)東洋食品、一富士フードサービス(株)) ☐ 補助・助成金 (交付先:) ☐ その他 ()																																							
根拠法令	(国)学校給食法 (国)学校給食衛生管理基準																																							
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	学校給食法第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。 (同法第11条により、設置費及び運営費は設置者、学校給食費(食材費等)は保護者負担が法定されている) 昭和38年 東久留米市にて学校給食開始 昭和53年 全小学校で学校給食実施(16校 完全全校調理) 昭和61年 親子給食方式の導入開始 昭和63年 親子給食方式完成(調理校9校 配膳校7校) 平成22年 民間調理業務委託の導入開始(1校) 平成23年 民間調理業務委託(2校) 平成24年 民間調理業務委託(1校) 24年4月1日現在の実施状況 <table><tr><td>第一小学校</td><td>委託</td><td>一富士フードサービス(株)</td></tr><tr><td>第二小学校</td><td>直営</td><td>単独調理方式</td></tr><tr><td>第三小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(子校③)</td></tr><tr><td>第五小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(親校①)</td></tr><tr><td>第六小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(子校②)</td></tr><tr><td>第七小学校</td><td>委託</td><td>(株)東洋食品</td></tr><tr><td>第九小学校</td><td>委託</td><td>(株)東洋食品</td></tr><tr><td>第十小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(親校④)</td></tr><tr><td>小山小学校</td><td>委託</td><td>一富士フードサービス(株)</td></tr><tr><td>神宝小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(親校②)</td></tr><tr><td>南町小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(子校①)</td></tr><tr><td>本村小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(親校③)</td></tr><tr><td>下里小学校</td><td>直営</td><td>親子調理方式(子校④)</td></tr></table>	第一小学校	委託	一富士フードサービス(株)	第二小学校	直営	単独調理方式	第三小学校	直営	親子調理方式(子校③)	第五小学校	直営	親子調理方式(親校①)	第六小学校	直営	親子調理方式(子校②)	第七小学校	委託	(株)東洋食品	第九小学校	委託	(株)東洋食品	第十小学校	直営	親子調理方式(親校④)	小山小学校	委託	一富士フードサービス(株)	神宝小学校	直営	親子調理方式(親校②)	南町小学校	直営	親子調理方式(子校①)	本村小学校	直営	親子調理方式(親校③)	下里小学校	直営	親子調理方式(子校④)
第一小学校	委託	一富士フードサービス(株)																																						
第二小学校	直営	単独調理方式																																						
第三小学校	直営	親子調理方式(子校③)																																						
第五小学校	直営	親子調理方式(親校①)																																						
第六小学校	直営	親子調理方式(子校②)																																						
第七小学校	委託	(株)東洋食品																																						
第九小学校	委託	(株)東洋食品																																						
第十小学校	直営	親子調理方式(親校④)																																						
小山小学校	委託	一富士フードサービス(株)																																						
神宝小学校	直営	親子調理方式(親校②)																																						
南町小学校	直営	親子調理方式(子校①)																																						
本村小学校	直営	親子調理方式(親校③)																																						
下里小学校	直営	親子調理方式(子校④)																																						

コストの概要について

(平成23年度決算見込額)

平成23年度費用		平成23年度事業費内訳(主な項目)	
事業費 (財源内訳合計)	137,584千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	委託料	77,210千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	臨職賃金	41,195千円
	一般財源	備品購入費	9,519千円
人件費 (理論値)	193,511千円	消耗品費	9,660千円
トータルコスト (事業費+人件費)	331,095千円		

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	(12-01-18) (12-01-20) (12-01-21) (12-01-22) (12-01-23) (12-01-24) (12-01-25)	
事務事業名		小学校給食におけるO-157等対策事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食施設衛生管理事業、学校給食における地場産農作物活用事業、学校給食配送事業、学校給食施設整備事業、小学校給食調理業務委託事業		
事業概要： 小学校給食実施に伴う衛生面、施設面での維持管理を推進する。学校給食を通じて東久留米の産業を理解するため、地場産農作物を積極的に活用し食育推進を図る。また、単独調理校については、より安定した調理体制を確立するため、民間委託を推進した。親子調理校については、少しでも暖かい給食を提供するため、保温設備のある配送車を借り上げて親校から子校へと配送した。				
関連事務事業 (単位:千円)				
事務事業番号	事務事業名	事業費	人件費	トータルコスト
12-01-18	小学校給食におけるO-157等対策事業	1,105	3,121	4,226
12-01-20	学校給食施設維持管理事業	1,640	892	2,532
12-01-21	学校給食施設衛生管理事業	955	446	1,401
12-01-22	学校給食における地場産農作物活用事業	0	446	446
12-01-23	学校給食配送事業	34,663	223	34,886
12-01-24	学校給食施設整備事業	9,519	892	10,411
12-01-25	小学校給食調理業務委託事業	77,209	7,134	84,343
合計		125,091	13,154	138,245

事業実績について

職員人件費＋臨時職員賃金で総事業費の約8割を占めていた。

備品更新、施設修理にかかる経費は全体の4％程度に過ぎず、全般的に設備備品等の老朽化が進んでいる。限られた予算の中で計画的な設備更新はできず、耐用年数を超えた調理器具を使用し続けなければならないケースは珍しくない。その一方で、O-157対策など、衛生管理の高度化が求められているが、設備更新がままならないため、マンパワーでカバーせざるを得ない状況が続いている。

平成22年3月、正規職員の定年退職により、1調理校あたり3名の正規職員を確保ができなくなることから、教育委員会では調理業務委託導入計画を策定、21年度から25年度を計画期間とし、24年度までに9つの調理校のうち4校で民間調理に切り替えてきた。

小学校給食にかかる経費の年代別比較表(予算ベース)

(単位:千円)

			単独調理(S60)		親子給食(S63)		平成20年度		平成23年度		平成25年度	
	平均単価		人・校・台	金額	人・校・台	金額	人・校・台	金額	人・校・台	金額	人・校・台	金額
市栄養士	8,480	1年	9	76,320	7	59,360	6	50,880	6	50,880	6	50,880
調理員(正規)	8,480	1年	93	788,640	65	551,200	29	245,920	24	203,520	22	186,560
臨時調理員(代替)	1,528	1年	N.D	0	N.D	0	18	27,504	9	13,752	5	7,640
臨時調理員(半日)	774	1年	N.D	0	N.D	0	27	20,898	9	6,966	9	6,966
臨時配膳員	1,069	1年	0	0	21	22,449	19	20,311	16	17,104	13	13,897
臨時給食事務	630	1年	N.D	0	N.D	0	8	5,040	9	5,670	8	5,040
親子配送費	6,925	1台	0	0	7	48,475	6	41,550	5	34,625	4	27,700
調理業務委託	25,767	1校							3	77,301	4	103,068
合計				864,960		681,484		412,103		409,818		401,751

※各年度の数値は比較のために平成21年度における平均単価を用いており、各年の決算額ではない。

※S63の配膳員数は子校×3人で推計

H25-H20 △ 2,285

※調理員の人数は「統計東久留米」の数値を基に推計

担当課の所見

これまでの合理化手法である臨時職員の多用により、平成24年4月1日現在、小学校給食に携わる職員76人中43人が臨時職員という体制となっている。

こうした従来の合理化手法で費用的には十分な効果を上げており、その結果、民間調理委託に切り替えることによる効果額も極めて小額にとどまっている。しかし、民間委託を導入したことにより、給食調理校における正規職員の比率が高くなり、安定した調理体制が確立されつつある。

(正規職員の内訳) 栄養士 9人、給食調理員24人 計33人

(臨時職員の内訳) 給食事務9人、給食調理18人、配膳員16人 計43人

課題及び今後の対応について

現在の給食調理業務委託計画は、平成21年度から25年度までの計画となっており、計画どおり4校に民間委託を導入した。今後の計画については、現計画では給食調理員の退職者の推移を勘案しながら導入を進めることとなっている。さらに、親子給食の食数が逆転している本村小学校と第三小学校の課題解決のに向けた取り組みと、次期計画を平成25年度までに検討することになっている。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号		個一21		事務事業名		庁舎維持管理事業	
所管課係名		管財課 管財係		所管課長名		管財課長 遠藤 毅彦	
事業の概要について							
目的 (何のために)		東久留米市の行政運営の拠点					
対象 (誰を、何を対象にしているか)		本庁舎					
実施方法 (事業形態)		☐ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） ☒ 一部委託（一部委託先：㈱リンレイサービス・㈱ネット） ☐ 補助・助成金（交付先：） ☐ その他（）					
根拠法令		東久留米市役所位置を定める条例 東久留米市庁内管理規則					
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)		東久留米市役所本庁舎は、平成8年10月末に完成し、平成9年1月から市の行政運営の新しい拠点として業務を開始した。本庁舎（行政センター）建設にあたっての基本理念は、「行政センターは市民自治のシンボル性を持ち、国際化、情報化が進む21世紀に向けての市民のための新しい庁舎であると共に、市民と市民、市民と行政のふれあいの場、さらに市民の憩いの場としての機能を併せ持つ施設とする。」である。その役割は、基本理念をベースに、一点目として、市民自治のシンボルとして議会活動の円滑化及び行政運営の効率化を図るものである。二点目として、市民に開かれた、市民交流、文化活動の場として市民スペースの提供を行う。三点目として、建設当時に市の長年の懸案であった、東久留米駅西口地区の構想及び計画の趣旨を受けて、街の活性化と景観形成の寄与するシンボリックな位置づけである。					
コストの概要について				関連事務事業について			
(平成23年度決算見込額)				→「有」の場合、その事務事業概要等記載			
平成23年度費用		平成23年度事業費内訳（主な項目）		庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事業費 (財源内訳合計)		300,607千円		事務事業名			
財源内訳	特定財源	268千円		事業概要：			
	特定財源の支出に伴う一般財源						
	一般財源	300,339千円					
人件費 (理論値)		15,469千円					
トータルコスト (事業費+人件費)		316,076千円					
※使用料収入等は一般財源に振り替えている。							

事業実績について

本庁舎を維持管理するために、株式会社リンレイサービスと業務委託契約を締結している。契約の内容としては電気、ガス、空調機器等の管理・調整・修繕等及び庁舎全体の警備（夜間を含む）、駐車場の管理・誘導等並びに庁舎内の総合案内等である。また、株式会社ネットと業務委託契約を締結し、庁舎内のごみの収集・廃棄及び清掃（トイレを含む）等を行っている。

※委託料、需用費、使用料及び賃借料、その他経費、使用料収入の内訳・推移については、下図参照。

単位（円）

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
○委託料	169,457,000	156,009,000	154,840,000
委託料の主な内訳			
庁舎維持管理業務委託	101,997,000	101,997,000	99,239,490
庁舎環境衛生業務委託	18,900,000	18,900,000	18,934,020
○需用費	64,470,000	62,998,000	63,029,000
需用費の主な内訳			
修繕料	2,079,000	3,104,000	4,112,000
光熱水費	56,658,785	57,385,601	54,683,267
（光熱水費の主な内訳）			
電気料金（円）	39,086,962	39,853,146	39,156,674
電気使用量（kW）	2,003,016	2,300,640	2,312,592
ガス料金（円）	9,531,060	9,188,429	7,397,281
ガス使用量（㎡）	100,589	117,658	89,693
水道料金（円）	8,040,763	8,344,026	8,129,312
水道使用量（㎡）	11,277	11,983	12,218
○使用料及び賃借料	31,571,000	31,507,000	32,225,000
使用料及び賃借料の主な内訳			
本庁舎土地借り上げ料	31,374,469	31,374,469	31,374,469
○その他経費	35,109,000	49,900,000	23,493,000
その他経費の主な内訳			
役務費	12,286,000	12,100,000	11,338,000
工事請負費	19,442,000	37,800,000	11,062,000
○行政財産使用料	2,639,138	2,729,555	2,880,655
行政財産使用料に伴う光熱水費	1,213,537	1,212,640	1,099,953

※庁舎維持管理業務委託の平成24年度支払見込み額は103,477,500円、平成25年度支払見込み額は104,958,000円。庁舎環境衛生業務委託については、平成24年度以降も平成23年度と同額。

担当課の所見

本庁舎が建設されて約15年が経過しようとしている中で、今後、庁舎内の各設備機器等の耐用年数（減価償却）が到来し、各箇所の修繕を含め設備機器の全部交換あるいは一部交換の時期を迎えようとしており、これらに対する予算措置等を計画的にマネジメントすることが求められている。

課題及び今後の対応について

庁舎建設から年数が経過しており、各設備・機器の不具合の発生が増加している。また、機器類の更新時期が既にきており、計画に基づき対応していく必要がある。いわゆる基幹設備の更新については、経常経費による修繕工事ではまかないきれないため、設備更新と突発的修繕工事は分けて検討・対応していきたい。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	01-02-04	事務事業名	広報発行事業	
所管課係名	企画調整課 企画調整課 秘書広報担当	所管課長名	企画調整課 秘書広報担当課長 小林 尚生	

事業の概要について

目的 (何のために)	市が行う事務事業に関する事項を市民の皆さんに広く周知することにより、市民の理解及び協力を頂きながら、市政の円滑な運営を図るために広報紙を発行する
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市民(世帯)
実施方法 (事業形態)	■ 直営(委託無し) ☐ 全部委託(指定管理者を含む) (委託先:) ☐ 一部委託 (一部委託先:) ☐ 補助・助成金 (交付先:) ☐ その他 ()
根拠法令	(市) 東久留米市広報発行規程
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	市の広報紙「広報ひがしくるめ」は、昭和31年6月に第1号を発刊し、平成24年10月1日現在までに1,083号を発行している。編集・発行業務は、企画・編集・校正を市職員(2名)が行い、印刷・全戸配布を委託事業者が行っている。 【広報紙の編集・発行業務】 広報紙の掲載予定原稿は、締め切り日(発行日の約1カ月前)までに事業担当課が広報担当へ提出する。提出された原稿は、広報担当職員(2名)が調整の上、パソコン及び編集用ソフトを使用してリライットするとともに、大まかな組版を行い、委託事業者へ入稿する。その後、広報担当職員及び事業担当課職員による校正を経て、委託事業者が印刷・納品、全戸配布を行う。なお、全戸配布は日曜日、祝日を除き3日間で実施し、発行日の前日までに完了する。 【市民伝言板の受け付け業務】 市民伝言板の記事は、広報紙4・5面下段の2段分を専用枠として設け、毎号掲載している。掲載に当たっては、1号につき「会員募集18件」「催し12件」を上限として、先着順で原稿を受け付けている。原稿は専用の用紙に必要事項を記入の上、広報担当窓口に直接提出していただくことで、掲載する号と表記内容をその場で確定している。なお、市民団体・サークルから提出された原稿は、広報担当職員が広報紙の原稿記事用にデータ化を行い、入稿している。

コストの概要について

(平成23年度決算見込額)

平成23年度費用		平成23年度事業費内訳(主な項目)	
事業費 (財源内訳合計)	16,195千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	配布手数料	8,969千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	広報紙印刷費	6,292千円
	一般財源	その他	934千円
人件費 (理論値)	14,447千円		
トータルコスト (事業費+人件費)	30,642千円		

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	01-02-05
事務事業名	声の広報事業		
事業概要:			
紙媒体である広報紙の音訳版として、テープを媒体とした「声の広報」を、視覚に障害を持つ方に対して発行している。この「声の広報」は、90分テープ2本に広報紙1号分の内容を録音し、通常の広報紙と同じタイミングで発行(郵送)している。 音訳については、市内の音訳ボランティア団体に録音(マスターテープの作成)を依頼し、市職員は「声の広報」録音指示書の作成のほか、リスナー用にテープのダビング・発送事務を行っている。			

事業実績について

■広報ひがしくるめ

【発行回数】1日号と15日号の月2回（ただし、1月は7日号のみ1回）、年間23号

【規格】タブロイド判、原則として8頁建て

【配布方法】全戸配布、東久留米駅の広報スタンド、市施設、郵便局（本局）

【発行部数】24年4月15日号の実績として、

5万1,859部（うち、全戸配布部数は5万744部、市施設などでの配布部数は1,115部）

■市民伝言板

【掲載位置】広報紙4・5面の下段に、2段分を専用枠として毎号設定

【掲載枠】先着順で、会員募集18件、催し12件

【掲載回数】同一団体につき、「会員募集」と「催し」を合わせて、1年度4回まで（掲載間隔は、広報紙3号分以上を空けること）

【1件当たりの文字数】団体名、活動日時・場所など、項目別に文字数を設定（総文字数は180字以内）

【原稿の受け付け方法】広報紙発行日の20日前までに、専用の用紙に必要事項を記入の上、広報担当窓口へ直接持参していただき、掲載号と内容を確認する

【掲載費用】無料

「市民伝言板」掲載実績

「広報ひがしくるめ」発行実績

区分	総発行部数	1号当たりの平均発行部数
21年度	118万823部	5万1340部
22年度	118万7,027部	5万1,610部
23年度	119万1,782部	5万1,817部

(件)

21年度 発行号	会員 募集	催し	計
4月15日	18	8	26
5月1日	18	6	24
5月15日	18	9	27
6月1日	18	10	28
6月15日	18	12	30
7月1日	17	11	28
7月15日	14	7	21
8月1日	7	7	14
8月15日	11	3	14
9月1日	18	11	29
9月15日	17	8	25
10月1日	18	10	28
10月15日	11	9	20
11月1日	14	8	22
11月15日	9	11	20
12月1日	16	8	24
12月15日	9	4	13
1月7日	11	12	23
2月1日	15	8	23
2月15日	18	4	22
3月1日	18	5	23
3月15日	18	6	24
4月1日	18	10	28
合計	349	187	536

(件)

22年度 発行号	会員 募集	催し	計
4月15日	18	11	29
5月1日	17	12	29
5月15日	18	12	30
6月1日	12	12	24
6月15日	18	10	28
7月1日	15	12	27
7月15日	17	9	26
8月1日	13	6	19
8月15日	7	2	9
9月1日	13	12	25
9月15日	11	12	23
10月1日	18	12	30
10月15日	18	8	26
11月1日	14	12	26
11月15日	12	10	22
12月1日	10	10	20
12月15日	9	4	13
1月7日	17	12	29
2月1日	16	6	22
2月15日	13	6	19
3月1日	17	6	23
3月15日	14	6	20
4月1日	18	12	30
合計	335	214	549

(件)

23年度 発行号	会員 募集	催し	計
4月15日	18	4	22
5月1日	18	10	28
5月15日	18	9	27
6月1日	13	12	25
6月15日	16	8	24
7月1日	14	12	26
7月15日	14	6	20
8月1日	11	8	19
8月15日	6	4	10
9月1日	18	12	30
9月15日	18	8	26
10月1日	18	6	24
10月15日	18	7	25
11月1日	18	12	30
11月15日	9	12	21
12月1日	11	6	17
12月15日	7	7	14
1月7日	16	12	28
2月1日	10	7	17
2月15日	18	9	27
3月1日	17	12	29
3月15日	18	12	30
4月1日	18	9	27
合計	342	204	546

・印刷単価

8頁（2色4頁/㍻/㍻4頁）@5.00円（通常号）

8頁（㍻-4頁/㍻/㍻4頁）@5.43円（1月7日号）

4頁（2色2頁/㍻/㍻2頁）@2.97円（8月15日号）

2頁（㍻-㍻/㍻）@2.18円（臨時号・特集号）

・配布単価

1部当たり 集合住宅 4.7円
戸建住宅 10.5円

担当課の所見

市民の皆さんに市政情報などを提供する手段として、広報紙、市公式ホームページを活用している。広報紙は、その特性として一読できる見易さと記録として残ることに加え、市内全世帯に配布されることにより情報環境に差がないものとして、市民と市政をつなぐ最も中核的な情報伝達媒体として位置するものと捉えている。

市民伝言板は、文化・スポーツ活動における市民相互の情報交換、交流の場として、また、より多くの方に市の施設を利用していただくことを目的に設けている。また、広報紙に掲載を行うことで、市民の皆さんが行政をより身近なものとして感じていただくことも狙いとしている。

課題及び今後の対応について

広報紙は、紙面数の関係から情報量について制限されることに加え、タイムリーに市政情報を提供する面で制約があることが課題である。今後も引き続き、広報紙を補完する市公式ホームページと連携しながら、市民の皆さんへ適切・的確に情報提供を行っていく。

市民伝言板は、市民団体やサークルから毎号多くの掲載依頼が寄せられている。広報紙の見開き面に専用枠を設けて対応しているが、掲載記事量が多い場合は、文字の高さや行間を狭めるなどして、枠内に収まるよう対応している。ただし、その場合は視認性が低下するなどの課題が生じることとなる。今後は、記載各項目の文字数をさらに削減するなどの対応を図り、一定の視認性を確保するように努めていく。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	04-02-08	事務事業名	小口零細企業資金融資事業
所管課係名	産業振興課 労政商工係	所管課長名	産業振興課長 道辻 正信

事業の概要について

目 的 (何のために)	信用保証協会及び金融機関が導入した責任共有制度の影響を受ける小規模企業者に対し、国の全国統一保証制度に準拠した融資制度を導入することにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって育成振興及び経営の安定を図ることを目的としている。
対 象 (誰を、何を対象にしているか)	市内の中小企業信用保険法第2条第2項に定める企業者
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） ☐ 一部委託（一部委託先： ） ☒ 補助・助成金（交付先：市内の小規模企業者） ☐ その他
根拠法令	（市）小口零細企業資金融資制度実施要綱
内 容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	平成17年6月にとりまとめられた中小企業政策審議会（経済産業大臣または関係各大臣の諮問機関）の報告（「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」）を受けて、平成19年10月から、これまで信用保証協会が原則100%信用リスクを負担していた信用保証制度が、金融機関にも原則20%の負担を求めるよう制度改正されました。 導入の目的としては、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うためです。 これによってリスク負担を義務づけられた金融機関による中小企業への経営支援が期待される一方、貸出審査の厳格化や選別融資、貸し渋りなどによる資金繰りの悪化等も予測されたため、国は、小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象除外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とした全国統一基準による「小口零細企業保証制度」を合わせてスタートさせました。 市は、この保証制度に準拠した「小口零細企業資金融資制度実施要綱」を定め、市内の金融機関と契約し、運転資金・設備資金・不況対策緊急資金について、申し込みのあった小規模企業者に対し融資を行うに合わせ、利子補給、保証料の補助を行う融資制度を平成20年4月より開始した。

コストの概要について

(平成23年度決算見込額)

平成23年度費用		平成23年度事業費内訳（主な項目）		
事業費 (財源内訳合計)	55,738千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	50,000千円	預託金	50,000千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円	利子補給金	4,258千円
	一般財源	5,738千円	保証料補助	1,440千円
人件費 (理論値)	6,413千円	その他	40千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	62,151千円			

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	04-02-05、 04-02-06
事務事業名	中小企業資金融資事業、不況対策緊急融資事業		
事業概要：市内の中小企業者が経営の安定化を図るため、市内の金融機関と契約し、運転資金・設備資金等の融資制度を設け、融資を行うにあたり、利子補給・保証料の補助を行うものです。不況対策緊急融資事業については、前3年の同期と比較し10%以上の売り上げ等の減少があった企業者を対象とし利子補給率を上げているほか、時限的に保証料補助限度額の撤廃を行っています。			

事業実績について

* 利子補給については、①運転資金②設備資金の場合、額面利率1.875%のうち0.9%、③不況対策緊急資金については、額面利率1.875%のうち1.2%分を助成している。(上半期・下半期の2回)

* 保証料補助については、①運転資金②設備資金の場合、融資実行後、申請に基づき、保証料の2分の1以内(上限25,000円)を補助。③不況対策緊急資金については、不況対策として、限度額を撤廃している(時限的)。

* スキーム図は、別紙「東久留米市小口零細融資制度のご案内」のとおり。市は申込者からの融資申し込みがあった時、書面審査を行い、金融機関並びに保証協会は市の依頼に基づき実質調査を行っています。

平成23年度小口零細企業資金融資貸出額

単位：千円

年度区分	本年度歳出決算額 (預託金額)	本年度歳入決算額 (預託金)	預託に係る当該金融機関の貸付状況				
			前年度末貸付残高	本年度貸付金額	本年度貸付件数	本年度回収元金	本年度末貸付残高
平成23年度	50,000	50,000	371,507	179,160	60	154,619	396,048

利子補給額

(単位：円)

年度	小口零細資金融資	
	件数	金額
平成23年	上期	216
	下期	227
		2,075,891
		2,182,560

平成23年度保証料交付額調べ

(単位：円)

	小口零細(28)										
	運転			設備			不況			計	
	件数	保証料	交付額	件数	保証料	交付額	件数	保証料	交付額	件数	保証料
4月～6月	7	465,532	125,690	1	71,775	25,000	6	393,965	196,982	14	931,272
7月～9月	13	492,706	171,477	3	140,382	57,078	8	750,062	375,030	24	1,383,150
10月～12月	6	436,434	128,961	5	358,300	87,085	5	358,655	179,327	16	1,153,389
1月～3月	6	198,029	86,889	1	12,940	6,470	0	0	0	7	210,969
計	32	1,592,701	513,017	10	583,397	175,633	19	1,502,682	751,339	61	3,678,780

担当課の所見

本事業は、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定を図ることを目的に実施しているものです。景気の低迷が長引く中、昨年3月に起こった震災の影響もあり、中小企業の経営状況は深刻な状況にあります。このような中、市は、小規模事業者への経営支援は重要な施策のひとつであると考えており、国が定めた「小口零細企業保証制度」に準拠し、経営状況が苦しい小規模企業者が受けた融資の利子及び保証料の一部を助成する本事業は、小規模企業者の経営の安定を図るという点から「現状維持」が妥当であると考えます。

課題及び今後の対応について

長引く景気の低迷の経済状況の中、小規模企業者が安定した企業経営を行うには、本事業による助成は必要不可欠であると考えます。今後は、資金融資と同時に事業者の経営手法の改善指導などについても、商工会などと連携を図りながら取り組んでいくことが必要であると考えます。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

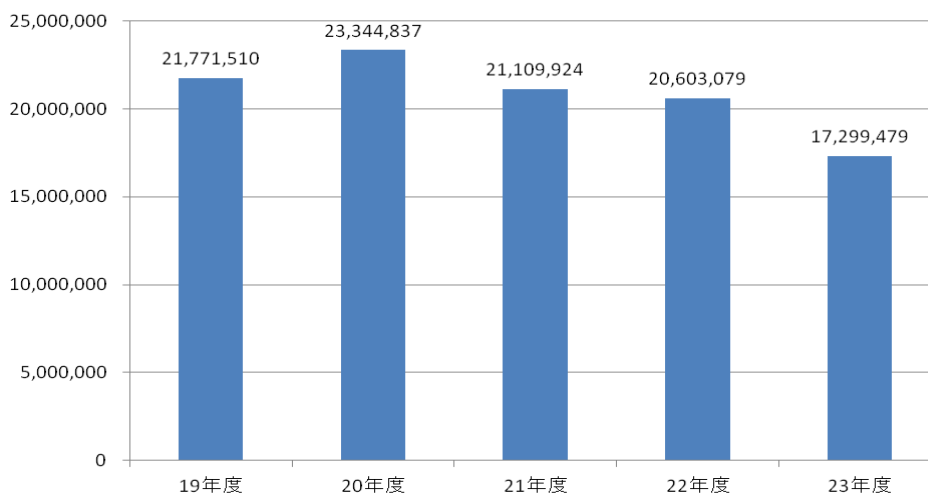
事務事業番号	07-01-22	事務事業名	駅施設維持管理事業
所管課係名	施設管理課 道路河川施設担当	所管課長名	施設管理課長 古澤 毅彦
事業の概要について			
目的 (何のために)	安全・快適な施設の提供		
対象 (誰を、何を対象にしているか)	駅施設の利用者		
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☒ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：シルバー人材センター 三菱電機ビルテクノサービス 他） ☐ 一部委託（一部委託先：） ☐ 補助・助成金（交付先：） ☐ その他（）		
根拠法令	（国）道路法		
内 容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	駅西口昇降施設及び駅前広場については、東久留米駅西口土地区画整理事業の完成（平成6年度）を受けて、平成7年度より担当部局より維持管理を引き継ぎ、現在に至っている。 主な施設は下記のとおりである。 1) 西口昇降施設（エレベーター1基・エスカレータ1基・階段1カ所） 2) 駅西口男女トイレ及び身障者トイレ 3) 駅西口噴水池 4) 駅西口広場 5) 富士見テラス 駅施設維持管理事業の内容は下記のとおりである。 1) 駅前広場噴水設備保守点検（2回/年 噴水設備の保守点検） 2) 駅前広場噴水池清掃（4回/年 噴水池の清掃） 3) 駅昇降施設保守点検（1回/月 エスカレータ、エレベータの保守点検） 4) 駅西口広場花壇植栽（3回/年 11基のプランターへの植栽） 5) 駅西口昇降施設消防設備保守点検（機器点検1回/年、総合点検1回/年） 6) 西口及び昇降用施設等清掃（1回/日 駅前広場、昇降施設の清掃） 7) 駅西口便所清掃（2回/日 男女トイレ、障害者トイレの清掃）		
コストの概要について		関連事務事業について	
(平成23年度決算見込額)		→「有」の場合、その事務事業概要等記載	
平成23年度費用		庁内に関連する事務事業の有無	
事業費 (財源内訳合計) 17,299千円		無	
特定財源		事務事業番号	
特定財源の支出に伴う一般財源		事務事業名	
一般財源 17,299千円		事業概要：	
人件費 (理論値) 600千円			
トータルコスト (事業費+人件費) 17,899千円			
平成23年度事業費 内訳（主な項目）			
項目名		事業費	
清掃委託（シルバー人材センター）		8,198千円	
昇降施設点検（三菱電機）		1,927千円	
その他		2,075千円	
需用費		5,099千円	
※使用料収入等は一般財源に振り替えている。			

事業実績について

平成19年度から平成22年度まで、駅施設維持管理費として以下の表のとおり20,000千円を超える決算額となっていたが、平成23年度は清掃回数の見直し等を実施し、約3,000千円の経費軽減に行った。しかしながら、駅施設を利用する市民から清掃面を含めた衛生上に関する問合せが多く発生している。

駅施設維持管理費	決算額(円)				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	21,771,510	23,344,837	21,109,924	20,603,079	17,299,479

駅施設維持管理費決算額(円)



担当課の所見

東久留米駅西口土地区画整理事業は、昭和62年8月の都市計画決定、昭和63年3月の事業計画を受け事業に着手し、平成6年11月に完成した。これにより、平成7年度から施設の維持管理を実施している。施設は、道路法第2条による道路附属物であり、同法第16条により市町村が管理することになっている。その内容は、前述のとおりである。また、施設の管理に要する費用は、平成20年度までは一般財源を充当していたが、財源の確保を図るため、「東久留米駅西口昇降施設に関する有料広告掲載物取扱基準」を作成し、有料広告物掲載を可能（平成21年度歳入実績252千円）とし財源の確保に努め、低迷する一般財源からの充当の軽減を図っている。業務の契約については、高齢者等の雇用の安定等に定められた福祉の増進に資することを目的として設立された団体である公益社団法人東久留米市シルバー人材センターと地方自治法第234条第1項及び同法施行令第167条の2第1項第3号並びに東久留米市契約事務規則第40条第1項第3号により随意契約を行っている。また、機器などの保守点検については、同規則第40条第1項第1号（力）及び東久留米市長期契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2項並びに規則第2条第2項第3号を以て契約を行っている。

課題及び今後の対応について

本市の駅西口は、平成6年に将来都市像としての「水と緑とふれあいのまち“ひがしくるめ”」として駅周辺の整備を重点施策とし、にぎわいと活力のある街づくりとふれあいの場としての市民が集い、語り合える空間のコンセプトの下に、中心的市街地ゾーンとして設定された。このため、維持管理などの費用の見直しによる経費軽減は、事業としてのコンセプトを考慮すると安全で快適な空間の提供、市の玄関と言う観点からもより適正な管理が必要である。このため、維持管理の財源確保のためにも前述の有料広告掲載物取扱基準を見直し、歳入の確保を図りながら、管理の一元化を視野に入れた契約方法の導入を模索していく必要があると考える。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	08-01-01	事務事業名	成年後見事業
所管課係名	福祉総務課 福祉政策係	所管課長名	福祉総務課長 宮崎 守通

事業の概要について

目 的 (何のために)	判断能力が不十分になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるようにする。
対 象 (誰を、何を対象にしているか)	認知症高齢者など判断能力の不十分な市民
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） ☒ 一部委託（一部委託先：社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 ） ☐ 補助・助成金（交付先： ） ☐ その他（ ）
根拠法令	（都）成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱
内 容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	東京都の成年後見制度の利用促進のための「成年後見活用あんしん生活創造事業」を活用して、東久留米市社会福祉協議会に成年後見制度を推進するための機関（推進機関の設置）を委託している。 【委託内容】 ・成年後見人等の支援 成年後見人になっている人や法人、あるいはこれから特定の個人の後見人になろうとする人や法人を対象とした、後見業務に関する研修や相談、連絡会を開催 ・地域ネットワークの活用 地域の関係者や関係機関との連携を深めるため、初期相談窓口ネットワーク会議を開催し、必要に応じ困難事例を検討するケース検討会議を開催 ・成年後見制度推進機関運営委員会の設置 専門的・第三者的な立場から推進機関の運営に対する助言や監督を行う成年後見制度推進機関運営委員会を設置 ・成年後見制度に関する相談 成年後見制度に関する利用相談を行うこと。 ・成年後見制度申立手続き支援 申立書類の作成方法、必要書類の取得方法など成年後見申立に関し申立人を支援 ・成年後見制度に関する普及啓発活動 市民に成年後見制度の周知を図るため、啓発講演会を開催。また市民向けに啓発パンフレットを作成、配布 ・行政機関への支援 成年後見市長申立の必要性の判断や困難事例に対する助言を行うこと。 市の事業 ・親族による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが難しく、市長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある市民の申立の実施（市長申立）

コストの概要について

平成23年度費用

事業費 (財源内訳合計)	8,031千円						
財源内訳	<table border="1"> <tr> <td>特定財源</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源の支出に伴う一般財源</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>31千円</td> </tr> </table>	特定財源	4,000千円	特定財源の支出に伴う一般財源	4,000千円	一般財源	31千円
特定財源	4,000千円						
特定財源の支出に伴う一般財源	4,000千円						
一般財源	31千円						
人件費 (理論値)	133千円						
トータルコスト (事業費+人件費)	8,164千円						

(平成23年度決算見込額)

平成23年度事業費内訳（主な項目）

項目名	事業費
委託料	8,000千円
需用費	14千円
役務費	17千円

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

庁内に関連する事務事業の有無

有

事務事業番号

事務事業名

障害者の成年後見制度利用支援事業
 高齢者の成年後見制度利用支援事業

事業概要：

障害者及び高齢者の地域における自立した生活を支援するため、成年後見制度利用支援事業を実施する。事業内容は、生活保護受給者及びそれに準ずるものの後見人等に対して、報酬助成（市長申立時のみ）を実施する。いずれの事業も平成24年度開始のため、平成23年度事務事業には該当しない。

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

事業実績について

○東久留米市成年後見制度推進事業業務委託 実績報告

- ・成年後見人等の支援
市内で成年後見人等になっている人や法人との連絡会を予定していたが、後見人等が集まらず開催が出来なかった。平成24年度は市内在住被後見人の成年後見人や法人に広げた連絡会の開催
- ・地域ネットワークの活用
北多摩北部ブロックでの推進機関等と成年後見制度を推進するための関係者（司法書士・社会福祉士他）を交えての研修会の実施（1回）
- ・成年後見制度推進機関運営委員会の開催（2回）
- ・成年後見制度に関する相談
初期相談窓口受付195件（推進機関職員による相談）
専門相談1件（司法書士や社会福祉士等による相談）
個別相談会1件（司法書士、社会福祉士等による相談）
- ・成年後見制度申立手続き支援
成年後見人候補者紹介15件
法定後見申立て同行・東京家庭裁判所立川支部4件
法定後見申立て調査同席1件
任意後見人紹介1件
- ・成年後見制度に関する普及啓発活動
成年後見講演会5回（参加者52人）
- ・行政機関への支援
地域ケアマネ懇談会での講演（西部地域のケアマネージャー等）

○市の事業

- ・市長申立て件数 4件（平成23年度）

担当課の所見

- ・成年後見推進機関として、市民向けの講演会はもとより、初期相談、申立手続きの支援、候補者紹介、家庭裁判所の同行など、一人ひとりへ細やかな対応をもって制度の利用へと繋げている。今後も初期相談、申請への支援件数の増加が考えられることから、成年後見推進機関の役割が増大していくと考える。
- ・関係機関（包括支援センター、市担当課等）との連携は、地域のケアマネ懇談会での講演や課題の共有を行うこともある。その中で推進機関が要となって、成年後見人を必要とする市民への支援を行っている。
- ・専門職団体との調整等については、推進機関への一元化を図り、成年後見人候補者紹介をはじめ、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、講演依頼、専門相談依頼等、コーディネーター的な役割を果たしている。

課題及び今後の対応について

- ・成年後見制度の普及啓発について、東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケート調査結果では、成年後見を「まったく知らない」という市民が全体の28.5%を占めており、普及・啓発が足りない状況である。今後とも引き続き、市と推進機関で連携して、普及啓発活動を行うとともに、利用助成の推進も図っていく。
- ・高齢化に伴い、後見人の裾野を広げる目的として市民後見人（社会貢献型後見人：後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担っていただく方）の育成・支援のために、社会福祉法人東久留米社会福祉協議会に法人後見監督の受任に向けて検討していく。
- ・成年後見推進機関の事業拡充に伴う支援については、（都）成年後見活用あんしん生活創造事業の補助金メニューを活用しながら検討していく。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	08-01-07	事務事業名	シルバー人材センター事業	
所管課係名	福祉総務課 高齢者福祉係	所管課長名	福祉総務課長 宮崎 守通	
事業の概要について				
目的 (何のために)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に則り、高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を提供する団体として、公益社団法人東久留米市シルバー人材センターを支援する。			
対象 (誰を、何を対象にしているか)	高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を提供する団体として、公益社団法人東久留米市シルバー人材センターを対象としている。			
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☐ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） ☐ 一部委託（一部委託先：） ☒ 補助・助成金（交付先：公益社団法人 東久留米市シルバー人材センター） ☐ その他（）			
根拠法令	（国）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 （都）平成24年度東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱 （市）平成24年度東久留米市シルバー人材センター補助金交付要綱			
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	公益社団法人東久留米市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づいて、昭和52年10月20日に東久留米市高齢者事業団として設立され、その後、昭和55年12月1日に公益法人(社団法人)として許可され活動してきました。市では、これまで、一般雇用を望んでいない高齢者を対象に、その能力と希望に応じた短期臨時的な仕事を確保及び提供するための高齢者事業団に対して、市の助成を開始しました。その後、急速に進展する高齢社会を迎える中で、高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、高齢者事業団がシルバー人材センターとして法制化されるに伴い、上記の根拠法令等に基づいて育成・援助を行ってきました。更に、シルバー人材センターが、公益法人として認定を受けたため、公益法人所要の育成・支援を図ることとしています。			
コストの概要について		関連事務事業について		
(平成23年度決算見込額)		→「有」の場合、その事務事業概要等記載		
平成23年度費用		庁内に関連する 事務事業の有無	無	事務事業 番号
事業費 (財源内訳合計)		34,483千円		
財源内訳		事業費 内訳（主な項目）		
特定財源		14,549千円		
特定財源の 支出に伴う 一般財源		19,934千円		
一般財源				
人件費 (理論値)		1,531千円		
トータルコスト (事業費+人件費)		36,014千円		
		※使用料収入等は一般財源に振り替えている。		
		事業概要：		

事業実績について

1 市及び東京都の補助金額の推移

(単位：円)

	平成21年度決算額	平成22年度決算額	平成23年度決算額	平成24年度予算額
市補助金額(支出)	31,991,178	32,878,000	31,050,000	30,550,000
前年度比	348,166	887,000	-1,828,000	-500,000
東京都補助金(歳入)	12,495,000	12,495,000	12,495,000	12,495,000

市から、シルバー人材センターへの補助金は、シルバー人材センター事務局の件費及び事業費の一部(安全就業推進事業費、管理運営費、全国シルバー協会費)を補助対象としています。

2 シルバー人材センターの事業実績

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会員数	1,409人	1,438人	1,454人
前年度伸び率	7.20%	2.06%	1.11%
就業延人数	144,541人	154,400人	159,570人
前年度伸び率	7.20%	6.80%	3.35%
契約金額	547,085千円	561,631千円	586,998千円
前年度伸び率	5.10%	2.66%	4.52%

3 シルバー人材センターの財務状況

(単位：円)

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 入	594,727,108	608,414,912	629,846,678
支 出	609,536,900	605,931,637	627,591,507
次期繰越収支差額	12,101,948	14,585,223	16,840,394
資 産	148,799,922	161,537,279	168,613,596
負 債	55,119,989	57,874,071	59,874,716
正味財産	93,679,933	103,663,208	108,738,879

担当課の所見

1 シルバー人材センターの公益法人化

シルバー人材センターは、他団体に先駆けて、いち早く平成23年4月1日に公益社団法人の認定を受けたことは、評価できるものです。

2 シルバー人材センターへの市補助金

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の確保に関する法律により、東京都の認定を受けた団体であり、市の高齢者の臨時的な雇用及び軽易な業務の確保のため、市の支援は必要なものであります。また、補助金の算定において、その妥当な支出額の算定はシルバー人材センターの協力も必要であると考えています。

3 市のシルバー人材センターの育成・支援

シルバー人材センターは市とは別個の法人格を持つ団体ではありますが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に沿い、市の財政支援団体として、適切に指導育成するものと考えています。

課題及び今後の対応について

1 シルバー人材センターの公益法人化

シルバー人材センターの公益法人化に伴い、東京都及び市からの補助金は、会計上公益事業とされることより、補助対象経費を明確にして精査していくことになります。

2 シルバ人材センターを取り巻く環境

近時の景気低迷による社会不安や雇用情勢の悪化に加え、今後団塊の世代が65歳に達する人数が増加することで、会員数が増加することが想定されます。そのため、シルバー人材センターとしての新たな取り組みが課題になるとともに、市からの助言・支援の役割を検討する必要があるとあります。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	08-02-03	事務事業名	地区センター管理事業
所管課係名	福祉総務課高齢者福祉係	所管課長名	福祉総務課長 宮崎 守通

事業の概要について

目 的 (何のために)	地区センターは、老人福祉センターとコミュニティ施設（会議室等）で構成されており、市民及び地域社会の福祉増進を図ることを目的に設置・運営しています。老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした老人福祉施設です。
対 象 (誰を、何を対象にしているか)	①市民 ②この内、老人福祉センター利用者は60歳以上の利用証交付者
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☒ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会と特定非営利法人ワークスコープ） ☐ 一部委託（一部委託先： ） ☐ 補助・助成金（交付先： ） ☐ その他（ ）
根拠法令	（国）老人福祉法 （市）東久留米市地区センター条例及び同条例施行規則
内 容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	地区センターは、単独館として、昭和53年に浅間町地区センター、昭和54年に八幡町地区センター、野火止地区センター、昭和58年に南町地区センター、平成18年に中央町地区センターの5館が、地域センター内の地区センターとして、平成元年に滝山地区センター、平成8年にひばりが丘地区センター、平成11年に大門町地区センターの3館が開館されました。 管理運営方式は、当初は直営であったものが、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成23年度からも同一団体が選定され、単独館は社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会、地域センター内地区センターは特定非営利活動法人ワークスコープが指定管理者となっています。各施設は、一般市民の利用できる有料の会議室・教養室と、60歳以上を対象とした無料の老人福祉センター部分の老人集会室・老人娯楽室・男女別の浴場（中央町地区センターを除く）が設置されています。 老人福祉センターの類型に関しては、国の老人福祉センター設置基準により、滝山地区センター内老人福祉センターは浴場が必置のA型、それ以外は小規模で浴場必置の規定のないB型となっております。ただし、八幡町地区センター内老人福祉センターは制度の沿革（厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資による施設整備）により、老人福祉法以外の「老人憩いの家」となっています。 各指定管理者は、高齢者の健康増進及び教養の向上並びに娯楽に関する事業及び会議室の運営に関する事業を展開することで、その目的を達成しています。

コストの概要について

(平成23年度決算額)

平成23年度費用		平成23年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	56,961千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	委託料	56,961千円
	特定財源の支出に伴う一般財源		
	一般財源		
人件費 (理論値)	421千円		
トータルコスト (事業費+人件費)	57,382千円		

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する 事務事業の有無	有	事務事業 番号	02-01-03
事務事業名	地域センター管理運営		
事業概要：昭和60年12月策定の第2次長期総合計画の基本施策に コミュニティづくりが位置づけられたことにより、その施設整備の体 系として、市域を西部、南部、東部の3つの生活圏に分け、それぞ れの地域に西部地域センター、南部地域センター、東部地域センターが 整備されております。 地域センターは地域の人が自主的なコミュニティ活動を展開し、相 互交流の中で、豊かな地域社会を創造していく「市民の広場」を目的 とした多目的複合施設となっており、コミュニティ機能を中心に、そ の中に高齢者を対象とした地区センターが整備されています。 そこでは、市民のコミュニティ活動をはじめとする各種活動のための 施設提供や、コミュニティ活性化のための事業を展開し、コミュニテ ィの醸成に努めることとされ、地区センターが3地域センター内に整 備されました。			

事業実績について

1 各地区センターの利用状況、使用料収入及び平成22年度事業費内訳

老人福祉センター（老人集会室、老人娯楽室、浴場）は無料で、会議室は有料です。

《各地区センター利用状況、使用料収入》

〈平成23年度事業経費〉（単位：千円）

区 分	各館の 職員数	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		会議室	老人福祉センター	会議室	老人福祉センター	会議室	老人福祉センター
浅間町	2人	10,547人	1,875人	11,253人	2,266人	11,802人	2,168人
八幡町	2人	12,204人	4,893人	12,417人	4,403人	13,437人	3,205人
南 町	2人	14,711人	7,329人	15,509人	7,120人	12,631人	4,412人
野火止	2人	18,755人	5,825人	18,513人	5,369人	19,229人	3,617人
中央町	3人	25,772人	9,781人	25,573人	9,612人	19,546人	9,921人
滝 山	2人	—	21,174人	—	27,365人	—	25,491人
ひばりが丘	2人	—	19,808人	—	17,935人	—	12,651人
大門町	2人	—	14,735人	—	13,765人	—	12,088人
合 計	17人	81,989人	85,402人	83,265人	87,835人	76,645人	73,553人
使用料収入	—	977,875円	—	919,275円	—	790,525円	—

科 目	社会福祉協議会	ワークスコープ
人件費	9,484	10,963
委託料	22,366	110
修繕料	2,000	0
消耗品費	1,711	206
印刷費	0	80
備品購入	0	69
通信運搬費	339	118
光熱水費	7,790	—
保険料	71	0
公租公課	900	0
合 計	44,661	11,546

*ワークスコープの光熱水費は、別途地域センターの指定管理料に計上されています。

2 地区センターの指定管理料予算の推移

地区センターの指定管理者は、当初は平成18年度から22年度の5年間とされ、現在の平成23年度から27年度の5年間は、平成22年度に新たに指定の選定がされて協定を結んだものです。

《地区センター指定管理料の推移》

（単位：千円）

年 度	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（当初予算）	
指定管理者	ワークスコープ	社会福祉協議会	ワークスコープ	社会福祉協議会	ワークスコープ	社会福祉協議会	ワークスコープ	社会福祉協議会
指定管理料	12,000	55,268	12,000	55,321	12,000	44,961	12,000	46,918
合 計	67,268		67,321		56,961		58,918	

*平成23年度指定管理料の地震による休館の影響で、ワークスコープは地域センター部分で清算しています。

3 地区センターの施設補修について

平成24年度予算で、浅間町地区センターの耐震補強設計委託を行い、野火止地区センターでは、耐震診断調査実施中である。

担当課の所見

地区センターは、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与する老人福祉施設として、また、身近な地域で市民活動の場を提供する施設としての必要性は高く、施設の活用により地域の市民活動が活性化されることはもとより、高齢者の健康増進が図られることは、数値には表れないものの介護予防にも有用であると考えられ、本事業の持つ有効性は大きいと考えています。

また、左記の東日本大震災の発生を契機に、徹底した電力削減を図るため、全地区センターの浴場の稼働を従来の週6日から、週3日の稼働に半減して現在まで継続通である。

地域センター内地区センター（指定管理者：ワークスコープ）については、18年度当初より、地域センターと一体的な管理運営を行うことによって、コスト削減を図っており、各施設の担当者とは毎月ごとに定期協議の場を設け、地域センター全体の管理の改善について検討を重ねています。

単独地区センターの貸し出し施設は、公共施設予約システムに加入していないため、施設予約方法の改善によって利用者の利便性の向上を図っています。

課題及び今後の対応について

①会議室の利用状況と使用料収入の推移をみると、利用者数の伸びに対して、使用料収入が落ち込むという現象が起こっており、使用料減免団体の利用が多くなっていることがわかります。既に、「公共施設使用料のあり方検討委員会」の報告がされたため、適正な受益者負担のあり方の基本的方針が示されたため、今後の施設使用料の減免等について、全庁的な対応が求められます。

②浅間町地区センターと野火止地区センターは、昭和56年以前の建設のため耐震調査が必要であり、平成23年度の浅間町地区センターの耐震診断調査の結果により、平成24年度では耐震補強工事設計委託を行い、同時に、野火止地区センターは耐震診断調査委託を行っていき、。

平成24年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 10 月 11 日

事務事業番号	13-01-08	事務事業名	生涯学習センター管理運営事業
所管課係名	生涯学習課 生涯学習係	所管課長名	生涯学習課長 山下 一美

事業の概要について

目 的 (何のために)	市民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、また、文化芸術に触れることを可能とする施設として、その機会や場所、情報の提供を行う「市民の生涯学習活動の拠点」と位置付け設置している。
対 象 (誰を、何を対象にしているか)	市民
実施方法 (事業形態)	☐ 直営（委託無し） ☒ 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：JN共同事業体） ☐ 一部委託（一部委託先： ） ☐ 補助・助成金（交付先： ） ☐ その他（ ）
根拠法令	・（国）教育基本法 ・（国）社会教育法 ・（国）地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ・（国）生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
内 容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	（１）施設概要 生涯学習センターは市民の生涯学習の促進及び振興を図るために、平成22年4月、中央町2丁目にオープン。昭和60年度から平成21年度までは中央公民館の位置付けであったが、生涯学習の総合的な推進とホール事業の拡大を図るために生涯学習センターへと移行した。併せて、利用者サービスの向上と経費の節減を図るために指定管理者制度を導入し、現在3年目の管理運営が行われている。 施設の概要は500人ホール、集会学習室5、創作室1、音楽室1、料理室1、和室1などで、鉄筋コンクリート造り、地上2階、地下1階、敷地面積5,379㎡、延床面積3,468㎡である。 （２）指定管理者制度の概要 指定管理者は、二つの民間企業で構成するJN共同事業体である。制度の導入により、開館時間は変更のない午前9時～午後10時であるが、利用者窓口は全時間帯で受け付けている。また、休館日の減少により開館日数が40日間増加しているとともに、ホール以外の一日当たりの利用区分が3区分から4区分に増加している。 指定管理者が行う自主事業は、500人ホールを利用するホール事業及び各種学習講座が年間を通じて実施されている。 また、施設の維持管理面では施設担当の責任者が常勤で配置され、適切に実施している。

コストの概要について

(平成23年度決算見込額)

平成23年度費用		平成23年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	85,112千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	35,000千円	
	特定財源の支出に伴う一般財源	50,112千円	
	一般財源		
人件費 (理論値)	446千円		
トータルコスト (事業費+人件費)	85,558千円		

※使用料収入等は一般財源に振り替えている。

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する 事務事業の有無	有	事務事業 番号	13-01-01
事務事業名	生涯学習委託事業		
事業概要：社会教育法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に基づき、成人・青少年・障害者・障害児を対象とした各種生涯学習事業をNPO法人に委託している。 実施事業は、成人の日のつどい、市民文化祭、市民大学、家庭教育講座、市民自主企画講座、障害者支援事業などである。			

事業実績について

(1) -1 利用者数の動向

移行前の平成21年度利用者数は13万3,000人、移行後の22年度は15万2,000人、昨年度（23年度）は約15万人。東日本大震災による電力供給不足に伴う臨時閉館もあったが、移行前より増加している。

(1) -2 利用者数の施設別内訳（15万人の主な内訳）

集会学習室（5部屋）5万9,300人（39.5%）、ホール（フラット利用含む）5万1,600人（34.4%）、音楽室1万4,300人（9.5%）、和室7,800人（5.2%）創作室7,600人（5.0%）、料理室4,200人（2.8%）の順となっている。

(1) -3 休館日の減少効果

移行前の休館日は、毎週月曜日及び年末年始であったが、移行後は毎月第4月曜日及び年末年始となり、開館日数が40日間増加している。月曜日の年間利用者数は9,500人で、平日の平均1万7,200人の半数強であったものの、利用実績は向上している。

(1) -4 一日当たりの利用区分の増加効果

移行前の集会学習室等の午後の区分は1時～5時の1区分であったが、移行後は0時40分～3時40分及び3時50分～6時50分の2区分となっている。利用者の推移は、21年度の2,400件3万5,000人から22年度3,800件4万3,000人、23年度4,200件4万7,000人と増加している。

(2) 利用者アンケート結果

指定管理者は年2回、利用者アンケートを実施し、利用者懇談会で報告・協議を行っている。初めて実施した22年7月とそれ以降のアンケートの結果のうち「施設の清潔感」及び「スタッフ対応」についてみると、53%→63%及び73%→85%と10%以上評価は向上している。

(3) 自主事業の実施概要

ホール事業は、落語、クラシック・ポピュラー音楽、ミュージカルなどで9本実施、2,730人が観賞した。学習事業は、成人向け、子ども向け、親子対象などの学習講座を9講座39回実施、600人が参加した。今年度はホール事業7本、学習講座7講座32回を予定している。また、23・24年度に全館を会場として東日本大震災支援イベントを開催した。

生涯学習事業については、市がNPO法人東久留米市文化協会に委託している事業と重複しないよう、調整の上決めている。

(4) 施設の維持管理概要

昭和60年開設の施設で老朽化も進行しているため、指定管理初年度は施設修繕・美装作業を主に努めた。ロビーカーペットの貼替えや集会学習室の壁面塗装をはじめとして48項目の作業を実施するとともに、義務的・任意的な保守点検等31項目も適切に行われている。22年度に引き続き23年度も修繕・美装に努めてきた。24年度も設備・備品の万全化、清潔感・安全性・利便性などの向上に努めているところである。

(5) 成果配分

指定管理者である生涯学習センターの収入は、（1）指定管理料（2）利用料金（3）自主事業による収入（4）市から許可を得た施設の目的外使用による収入から成っている。平成23年度の収支は次の通り。

総収入額（円）	88,926,534	
指定管理収入	83,291,000	委託料
利用料金収入	3,265,270	ホール利用・集会学習室・機材器具等利用料金収入
自主事業収入	1,720,525	ホール事業チケット等販売、各教室・講座参加料収入
その他の収入	649,739	自販機・コピー機・物販手数料、公衆電話、印刷機利用収入
総支出額（円）	88,772,202	
人件費	34,770,450	
修繕費	5,728,682	
光熱水費	13,130,614	光熱水費・消耗品・燃料費
一般管理費	4,889,990	旅費、消耗品、印刷製本、通信運搬、保険料、賃借料、什器備品費、報酬など
事業費	2,344,366	事業運営費、広報宣伝費
保守点検	27,908,100	各種保守・各種設備保守点検、清掃業務、機械警備業務など

指定管理者は、各事業年度の管理運営業務に係る収支状況の実績数値に基づき、収入額が支出額を超えた場合は、収入金額から支出金額を差し引いた金額の50%相当額を市に納入することとする（成果配分）。

	(円)
総収入額	88,926,534
総支出額	88,772,202
差し引き	154,332
50%相当額	77,166

担当課の所見

指定管理者制度の導入から2年経過し、事業内容も充実してきている。2年目の平成23年度中の事業では成果配分も発生し（平成24年度の歳入）、残りの指定期間3年間ではますますの成果が期待できる。

文化協会に委託している事業と指定管理者の事業の内容は性質的に別のものであり、重複しているとは考えていない。

施設の老朽化に伴い、今後も計画的に工事や修繕を実施していく必要がある。施設の維持管理の面では、専門的な見地から修繕や補修を行っている。

課題及び今後の対応について

制度導入後、年々、自主事業も拡大されているが、ホール事業及び学習講座の市民ニーズを反映した一層の充実が図られることが必要である。また、施設利用率及び利用者満足度の向上余地も残されていることから、指定管理者との協議を行っていく。

東久留米市 評価作業シート

番号		事務事業名		仕分け市民委員氏名	
----	--	-------	--	-----------	--

仕分け	仕分け理由
☐ 1 不要 (そもそも担うべきでない事業)	☐ ①趣旨・目的に妥当性なし ☐ ②達成手段として不適切 ☐ ③効果なし(薄い)/逆効果 ☐ ④サービス受給者の自助努力・自己負担 ☐ ⑤他と重複(事業の統合) ☐ ⑥その他()
☐ ①即時 ☐ ②段階的 (年間)	
☐ 2 民間 (そもそも民間が担うべき事業)	☐ ①既に行政の役割を終了 ☐ ②サービス水準に違いがあるべき(あって良い) ☐ ③民間の方がより効果的・効率的に実施可能 ☐ ④その他()
☐ 3 国 (そもそも国が担うべき事業)	☐ ①効果が国全体に波及 ☐ ②国としてのサービス水準は同程度であるべき ☐ ③国の方がより効果・効率的に実施可能 ☐ ④その他()
☐ 4 東京都 (そもそも都が担うべき事業)	☐ ①効果が東京都全体に波及 ☐ ②東京都としてのサービス水準は同程度であるべき ☐ ③東京都の方がより効果・効率的に実施可能 ☐ ④その他()
☐ 5 他市町村との広域連携 (そもそも広域で担うべき事業)	☐ ①効果が広域全体に波及 ☐ ②広域行政としてのサービス水準は同程度であるべき ☐ ③広域行政の方がより効果・効率的に実施可能 ☐ ④その他()
☐ 6 東久留米市(改善有) (見直すべき事業)	☐ ①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切 ☐ ②事業規模を縮小すべき ☐ ③自主財源確保の努力(料金改定など) ☐ ④期限の設定 ☐ ⑤民間を活用した方が効率的(業務委託・指定管理者等) ☐ ⑥パートナー事業化(新たな公共の担い手など) ☐ ⑦その他()
☐ 7 東久留米市(現行通り)	☐ ①現行通りに事業継続 ☐ ②事業規模を拡大すべき

<MEMO>